

# 未確定事項に直面した監査人の対応

— 文献・制度の評価(6) —

坂 柳 明

## 1. 企業リスクの評価と情報リスクの評価を区別して監査人の役割を導く議論の合理性

監査論上の「未確定事項」については、[図1]にあるような「タイプAの未確定事項」が専ら想定されてきた。坂柳(2005a)は、「未確定事項」を、こうした伝統的なタイプAの未確定事項と、これまであまり知られていなかったタイプBの未確定事項に識別した([図1])。

[図1] — 2つの未確定事項

未確定事項(※)	タイプA	将来に発生する事象の結果が経営者に見積もれず、監査人も経営者のその判断に同意している場合のその項目
	タイプB	将来に発生する事象の結果を財務諸表上で経営者は見積もっているが、その見積もり額が正しいかどうか監査人に判断できない場合のその項目

※：もちろん、将来に発生する事象の結果が将来(の財務諸表)に金額的に重要な影響を与えるものを前提としており、当期の財務諸表についての監査人の対応を決定する上でも、その金額的重要性ゆえに問題になるものを前提にしている。また、「項目」という用語で、(1)：経営者及び監査人が実際に直面する様々な状況そのものを指す場合と、(2)：そうした状況下で、財務諸表監査上問題になる特定の項目を指す場合がある。

1) 「除外事項」については、坂柳(2005a, 164)の脚注4を参照。本稿でも、そのように捉える。

他方、坂柳（2005b）は、監査上の除外事項<sup>1)</sup>、及びタイプAの未確定事項との対比で、タイプBの未確定事項の一般構造を明らかにした。そして、坂柳（2006a）は、タイプAの未確定事項に直面した監査人の対応を論証し、そこでの監査人の対応は、「無限定適正意見のみ」になることを示した。

他方、坂柳（2006b）は、坂柳（2005b）で明らかにしたタイプBの未確定事項の一般構造と、タイプBの未確定事項に言及していると考えられる事例や文献がどう結びつくのかを考察し、経営者が見積もり数値を財務諸表上決定した場合でも、監査人が「複数の見積もり数値」に直面することは想定でき、従って、タイプBの未確定事項は成立する余地がある旨を指摘した。また、坂柳（2006b）は、タイプBの未確定事項に直面した監査人の対応が、論理的にどうなるのかを検討し、監査人には、「subject to opinion 等の意見表明」と「意見差控（意見不表明）」の選択肢があることを論証した。

こうした、タイプAとBの未確定事項に直面した監査人の対応についての理論フレームワークは、そのまま各文献や制度を評価するための分析視点を提供する。坂柳（2006c）と坂柳（2007）は、将来の監査制度設計にそのまま役立つ文献や制度があるかどうかを探るために、各文献や制度を評価した。その結果、これまで検討してきた文献や制度は、概して、タイプAとBの未確定事項が識別されていないことがわかった。タイプAとB、それぞれに直面した監査人の対応が異なるのに、この2つの未確定事項を識別しないのは、問題であろう。

本稿は、まず、坂柳（2006c）と坂柳（2007）に続けて、タイプAとBの未確定事項が識別されているか、という視点から文献の評価を行う。本稿で取り上げる文献は、既に何人かの論者が取り上げている AICPA（1978）（コーエン委員会報告書）である。この検討は、2節で行われる。

一方、AICPA（1978）には、重要な監査論上の論点がある。AICPA（1978）では、3節で詳しく述べるように、「企業リスク（business risk）の評価」と「情報リスク（information risk）の評価」という2つの行為が想定され、監査人が関わるのは、「開示の十分性の評価」を意味する「情報リスクの評価」のみ

である旨が主張されている。

しかし、この主張は、自明のことだろうか。3節では、この点を検証する。(1): 監査人の役割に、「企業リスクの評価」と呼ばれるものが含まれるのか、それとも含まれないのか、(2): 含まれるとしたら、それはどのような場合で、含まれないとしたら、それはどのような場合なのか、という問題は、その検討結果がそのまま監査人の責任範囲を決めることになるので、重要な検討課題であろう。

2節との対比で言うと、本稿の2節では、これまで通り、2つのタイプの未確定事項が識別されているかどうかという観点から AICPA (1978) を評価し、3節では新しく、「企業リスクの評価」と「情報リスクの評価」という観点から、監査人が関わるのはどれなのかを検証し、AICPA (1978) で言われているような、監査人が関わるのは「情報リスクの評価」のみである旨の主張が、合理的かどうかを検討しよう、というわけである。この3節の試みは、これまでの筆者の未確定事項プロジェクトでは、なされていなかった。また、3節と類似の試みは、既に、部分的に坂柳 (1999) でなされているが、本稿は、後述するように、そこで行われた分析よりも、より緻密な議論を展開している点で、坂柳 (1999) と異なる。

本稿の議論の概要を予め示しておく、次のようになる。AICPA (1978) では、「予測 (prediction)」と「評価 (evaluation)」という概念が登場し、この2つが明確に区別されないまま、議論が行われているが、本稿では、「予測」と「評価」を明確に区別し、(1): 「予測」を「将来に起こる事象の最終的な実際の結果を、問題になっているその時点で決定すること」と捉え、(2): 「評価」を「将来に起こる事象の発生可能性を、問題になっているその時点で決定すること」と捉えた上で、議論を行う。そして、経営者が行うにせよ、監査人が行うにせよ、「企業リスクの評価」は、上記(2)の意味の「評価」には該当するが、上記(1)の意味の「予測」は、一般には不可能であるため、このような「予測」は、「企業リスクの評価」には該当しないことを、3節で指摘する (3-2)。その上で、AICPA (1978) が想定するようなタイプAの未確定事項を問題に

する場合、監査人は、「開示の十分性の評価」を意味する「情報リスクの評価」を行う前の段階として、重要な損失をもたらす事象の発生可能性の評価という意味の「企業リスクの評価」を行うことになることを示し、監査人が関わるのは、「情報リスクの評価」のみである旨の AICPA (1978) の主張には、合理性がないことを示す (3-3)。

他方、4節では、AICPA (1978) 及び AICPA (1978) の背景論文となった Carmichael (1976) (AICPA (1978, 169-170) を参照)、そして AICPA (1978) が公表される前に公表された、暫定的な報告書である CAR (1977) に言及している文献の評価を行う。筆者の3節までの議論と、上記3つの文献に言及してきた先行研究とで、何が異なるのかを示すことは、本稿のオリジナリティを読者に理解して頂く上で、極めて重要な作業であろう。そして、最後の5節では、本稿のまとめと今後の課題を示す。

## 2. AICPA (1978) の評価 — 2つの未確定事項の識別の有無の観点から

2節では、AICPA (1978) の合理性を評価する。まず、未確定事項に関する主張が見られる AICPA (1978, 23-30) (コーエン委員会報告書の第3章) が想定している状況であるが、AICPA (1978, 23-24) は、以下のように記している ([図2])<sup>2)</sup>。

この [図2] の「…意見を、監査人は限定する」の後に、AICPA (1978, 24) は、その脚注2で、監査基準書第2号 (AICPA (1974)) の21~26項、29項、35項に言及している。AICPA (1974) が想定していた「未確定事項」は、タイプAの未確定事項であり<sup>3)</sup>、そのような AICPA (1974) に言及し、なおかつ特に未確定事項の捉え方について議論していない AICPA (1978, 23-30) が想定している未確定事項は、タイプAの未確定事項であることがわかる。

2) CAR (1977, 23-24) でも、[図2] と同様の内容が記されている。

3) 坂柳 (2005a, 163-165) を参照。AICPA (1974) は、その21~22項で、タイプAの未確定事項に言及している。

[図 2]

「現在の報告上の要求（AICPA（1974）による、subject to opinion を監査人に表明させる要求のこと—筆者注）のもとでは、監査人は、会社の財務諸表が重要な不確実性の影響を受けている時に、そしてその不確実性を解消するであろう将来事象の結果の影響が合理的に見積もれない時に、その財務諸表についての意見を、監査人は限定する（「限定する」とは、AICPA（1974）の要求のもとで、監査人が subject to opinion を表明することである。—筆者注）。例えば、訴訟や新しい貸付契約の交渉の結果が決定されていない、あるいは投資の回収可能性に関する将来の決定がなされていない状況で、おそらく意見は限定されるであろう。」（傍線筆者）

タイプAの未確定事項に監査人が直面した場合、それが十分に開示され、他の除外事項がなければ、監査人の対応は、subject to opinion ではなく、「無限定適正意見のみ」であった（坂柳（2006a, 155-179）を参照。）。このことは、タイプAの未確定事項に直面した経営者の会計上の対応に、監査人が満足していることを意味する。そうすると、[図 3] の記述<sup>4)</sup>は、理論的に見て正しいことがわかる。この [図 3] (1)~(2)の認識のもとで、AICPA（1978, 28-29）は、次のように述べている（[図 4]）<sup>5)</sup>。

[図 3]

- (1): 「…現在の要求のもとでは、限定が、単に不確実性に起因している時には、監査人は、財務諸表上でなされた表現に関して、経営者に同意するはずである (should be in agreement with)。」（AICPA（1978, 25））（傍線筆者）
- (2): 「…もし、不確実性の結果について、合理的な見積もりができず、その不確実性を取り巻く環境が十分に開示されていれば、財務諸表には欠陥はない。…」（AICPA（1978, 25））（傍線筆者）

4) CAR（1977, 25）でも、[図 3] (1)~(2)と同様の内容が記されている。

5) CAR（1977, 28-29）でも、[図 4]と同様の内容が記されている。一方、AICPA（1978, 23-30）が、タイプAの未確定事項に言及している点に注目すると、[図 4] や

[図4]

「監査人の、現在の役割の主要な部分は、会社によって表現されている情報が、その財政状態と利益、そして利益の測定を取り巻く関連する不確実性を十分に描写しているかどうかを評価することである。その責任は、維持されるべきである。監査人は、将来事象の結果を予測することによって、不確実性を減らそうとするべきではない。しかしながら、現時点の要求のもとでは、「subject to」の形の限定を表明するかどうかを決定する際に、何らかの予測を行うことが、必然的に関わってくる。監査人は、表現されている情報を評価することを期待されるべきであり、財務諸表利用者に、不確実性の結果についての彼ら自身の評価を行うための十分な情報が与えられるかどうかを決定すべきである。不確実性についての、現在の監査報告上の要求は、意見を表明するにあたって受け入れられている監査人の役割と矛盾している。それらは、利用者を混乱させるかもしれないし、誤った期待を生み出すかもしれない。また、「subject to」の形の限定は、独立監査人にとっての防御手段を、ほとんど提供しないか、全く提供しない。

限定を付すかどうかを考慮する必要があることによって、監査人は、不確実性についての開示の十分性を評価することに、あまりにわずかしか注意を向けなくなるかもしれない。財務諸表の利用者は、不確実性についての彼ら自身の評価を行うための十分な情報を必要としており、監査人の注意を、不確実性についての開示を評価することから、いくつかの不確実性の存在に焦点を当てる方へ向けさせる報告上の要求が、財務諸表利用者にとって役に立つことはない。

以上の理由により、財務諸表が重要な不確実性によって影響を受けている時に、「subject to」の形の限定を表明するよう求める監査上の要求は、削除されるべきである。…」(傍線筆者)

AICPA (1978, 23-30) に出てくる「不確実性」は、坂柳 (2007, 253) に見られる、「将来に起こる事象の結果が決定されていない(様々な事象が将来に起こり得る)状態」という意味での「不確実性」に言及していると考えられる。

他方、AICPA (1978, 23-30) は、[図4] に見られる「subject to opinion 削除」の他に、AICPA (1974), 25項の脚注8で規定されている「意見差控」(坂柳 (2006a, 147) の[図10]を参照)の削除を、明示的に主張しているわけではない。しかし、[図3] (1)及び(2)を踏まえると、AICPA (1978, 23-30) の立場では、タイプAの未確定事項以外に他の除外事項がなければ、やはり監査人の対応は「無限定適正意見のみ」になり、「意見差控」になる余地はないと考えられている、と推察される。

[図4]のように、AICPA (1978, 28-29) は、subject to opinion を表明するよう求める監査上の要求 (AICPA (1974) による要求) は、削除されるべき旨を主張している。AICPA (1978, 23-30) は、タイプAの未確定事項を想定しており、それに直面した監査人の対応は、先述の通り、subject to opinion ではなく、「無限定適正意見のみ」になるので、この主張は、理論的に見て正しい<sup>6)</sup>。

しかし、AICPA (1978, 23-30) は、なぜ筆者のこれまでの未確定事項プロジェクトで見てきたタイプBの未確定事項を考えないのだろうか。あるいは、AICPA (1978, 23-30) は、タイプBの未確定事項を考えなくてもよいのだろうか。AICPA (1974) が監査人に要求している subject to opinion の合理性を、AICPA (1978, 23-30) が問うている点は、研究上評価できるが、AICPA (1974) と同じように、タイプAの未確定事項しか想定しないのは、議論としては、不十分であろう。subject to opinion (及び意見差控) は、タイプBの未確定事項に直面した監査人の選択肢として、採用する余地がある (坂柳 (2006b, 157-166) を参照) ので、タイプBの未確定事項を想定すれば、[図4]のように、「subject to」の形の限定を表明するよう求める監査上の要求は、削除されるべき」とは言えないはずである。

タイプBの未確定事項は、経営者が何かの見積もり数値を財務諸表上認識し

---

6) subject to opinion の削除によって、[図4]の「不確実性についての、現在の監査報告上の要求…」から、「…財務諸表利用者にとって役に立つことはない。」までの記述に見られる、subject to opinion を削除しないことによる AICPA (1978) が考える弊害は、当然なくなることになる。もっとも、理論的に考えて、タイプAの未確定事項に直面した監査人の対応が決まれば、[図4]に見られるような、「subject to opinion を削除しない場合の弊害」に言及する必要は、最初からなくなる。

また、[図4]に見られるように、subject to opinion の存在を前提にして、subject to opinion の「弊害」を論じ始めても、他方で、subject to opinion の「利点」にも言及しなければ、その議論は fair な議論ではなくなるので、結局のところ、研究上の議論としては決着がつかなくなる。よって、その存在意義に争いがあるところの実務や制度を与件として、それが及ぼす経済的帰結を論じてみても、議論が堂々巡りになるだけなので、そうした議論は、研究上は避ける必要がある。

ている場合に問題になるが、AICPA (1978, 23) では、経営者が見積もりを行う状況についての記述も見られる ([図5])<sup>7)</sup>。しかし、経営者の対応としての見積もりは、[図5] で想定されているものの、経営者が見積もりに関する監査上の対応については、「見積もり」を「将来に起こる事象の結果を経営者が評価することによって、行われる行為」と特徴づけた上で<sup>8)</sup>、そうした将来事象に関する「経営者の評価」が、[図6] に見られる「経営者の評価 (management's evaluation)」に該当するという解釈のもとで、言及されていると考えられるだけである<sup>9)</sup>。

[図5]

「将来事象の結果についての不確実性は、ある特定期間の事業体の利益の測定と、ある特定時点の事業体の資産及び負債の測定の両方に影響を与える。そのことが、財務諸表上の不正確さの主要な原因である。例えば、資産は、通常受取債権を含み、回収不能かもしれない金額の見積もりが必要になる。負債は、時として、保証やそれと同様の義務のもとで支払われる、請求の見積もりを含んでいる。財務諸表に影響を与える多くの事項は、将来のある時点までは、解決され得ない。訴訟は、裁判上の決定又は和解を待たなければならないし、外国にある資産は、政治不安、あるいは取用の脅威によって危険に晒されるかもしれない。そうした不確実性の解決は、将来事象の結果を待たなければならないが、財務諸表は、伝統的に、少なくとも年に一度、期間を基準にして公表されている。財務諸表上の金額は、しばしば、経営者がその時点で行うことができる最良の見積もりを基準にして決定されなければならない。…」(傍線筆者)

7) CAR (1977, 23) でも、[図5] と同様の内容が記されている。

8) 坂柳 (2007, 232) に見られる「見積もり」は、「財務諸表作成段階までに入手可能な情報を考慮することによる、将来に起こる事象の結果の財務諸表作成段階での決定」であるが、これも、本文に示した「将来に起こる事象の結果を経営者が評価することによって、行われる行為」に該当する。

9) [図6] (1)については、CAR (1977, 28) に、同様の内容が記されている。しかし、[図6] (2)については、CAR (1977, 28) には見られない。

一方、[図6] (1)~(2)に関しては、次の点に注意する必要がある。それは、①：「経営者の評価に反対する」(1) という記述、②：「経営者の評価に同意しない」(2) という記述、そして、③：「一般に認められた会計原則からの乖離」



## [図 6]

- (1): 「監査人の専門的な経験 (specialized experience) に基づいて、争いのある税務上の規制の解釈に基づくあり得る解決、あるいは政府契約のもとで許容される原価のような、いくつかの不確実性の結果を評価するのに、監査人がより適切な立場にいるかもしれない。そのような環境では、監査人は、経営者の評価に反対する (disagree with) かもしれないし、別の場合には、監査人は、開示されている情報が、潜在的な結果に関連している考慮を十分に反映していない、と信じるかもしれない。…」(AICPA (1978, 28)) (傍線筆者)
- (2): 「…監査人は、その不確実性についての経営者の評価に同意しない (does not agree with) 時には、あるいは開示されている情報が、潜在的な結果に関連している考慮を十分に反映しておらず、経営者が必要になる修正又は開示を行わない時には、一般に認められた会計原則からの乖離を理由として、限定意見又は不適意見を表明することが、やはり要求されるであろう。…」(AICPA (1978, 29)) (傍線筆者)

しかし、[図 6] (1)にあるような、「経営者の評価に反対する」にあたっての、「専門的な経験」という監査人の能力を問題にするにしても、「経験」とは、過去からその時点までの経過期間に依存する概念のはずだから、過去から特定の監査人の対応決定時点までの経過期間が短ければ、その対応決定時点で「専門的な経験がない」監査人も、当然想定できるはずである。

他方、経営者の側に、一定程度の経験があれば、将来事象の結果を見積もることは、当然あり得るはずである。また、一定程度の経験があってもなくても、

---

(2) という記述から判断すると、[図 6] (1)~(2)は、「(タイプ A の) 未確定事項」ではなく、本稿で言う「除外事項」(脚注 1 を参照) に言及している、という点である。

従って、[図 6] (1)~(2)は「未確定事項」に言及した記述ではないので、「AICPA (1978, 23-30) は、タイプ A の未確定事項に言及しているのだから、[図 6] (1)~(2)に見られる「経営者の評価」として、「経営者が見積もりを行っている状況」を想定することはできない。」との批判は、不適切である。もちろん、一般には、[図 6] (1)~(2)に見られる「経営者の評価」には、「将来事象の結果が見積もれない」との決定に至らせる「経営者の評価」も含まれるが、除外事項が付される可能性がある状況において、「将来に起こる事象の結果についての経営者の評価」の中に、「将来事象の結果が見積もれる」との決定に至らせる「経営者の評価」も、当然含まれるはずである。

(1): 利害関係者が期待するほどのキャッシュ・アウトフローはないことを、彼らに表明したい経営者は、「合理的な見積もり数値」として、引当金を計上するであろうし、(2): 利害関係者が期待する以上のキャッシュ・インフローがあることを彼らに表明したい場合には、経営者は、「合理的な見積もり数値」を用いて、資産の金額を決定するであろう<sup>10)</sup>。

そうだとすると、「監査人に専門的な経験がないのだから、経営者は見積もりを行うことができないはずである。」との主張は、当然には成立しないことがわかる。経営者が見積もりを行えるかどうか、—そして監査人がそうした経営者の会計上の決定に同意<sup>11)</sup>できるかどうか—は、全て事実(状況)によって決まるからである。

このように、事実(状況)の問題として、監査人には「専門的な経験」がなく、経営者は将来事象の結果を見積もった状況が、監査人にとって「過去の経験とのつながり (the link to past experience) が非常に不明確、又は存在しない」(Carmichael (1972, 70)) 状況<sup>12)</sup>なのであれば、監査人が想定する見積もり数値が1つに決まらず、複数想定される場合が当然考えられ、その複数の見積もり数値のうちの1つが、経営者の決定した見積もり数値と一致した状況は、「監査人が、経営者を見積もり数値の合理性を判断できない状況」になるはずである(坂柳 (2005b), 坂柳 (2006b), 坂柳 (2007) の議論を参照。)。この状況は、タイプBの未確定事項である。

以上より、AICPA (1978) に見られる subject to opinion 削除の勧告については、筆者は、AICPA (1978) が「未確定事項」として、AICPA (1974) に見られるタイプAの未確定事項を想定している限り、理論的に見て正しい勧告

---

10) 坂柳 (2005b, 254-256) (脚注10を含む) も参照。

11) 「同意」については、坂柳 (2005a, 159-160) の脚注1を参照。本稿でも、そのように捉える。

12) この状況に起因して、坂柳 (2007, 251) に見られる「経営者による評価の合理性を監査人が確かめるに当たっての情報がない」状況が生じるであろう。本文に示した Carmichael (1972, 70) によって説明されている状況は、上記坂柳 (2007, 251) で説明されている状況の原因になっている、と考えられる。

と評価する。しかし、AICPA (1978) が、タイプBの未確定事項を想定していない点、及び想定しなくてよい理由を示していない点、そしてタイプBの未確定事項を想定しないまま、subject to opinion の削除を勧告したことについては、筆者は、問題であったと考える。

### 3. AICPA (1978) の評価 — 企業リスクの評価と情報リスクの評価の観点から

#### 3-1 AICPA (1978) に見られる企業リスクと情報リスク

このように、AICPA (1978) は、[図4] に見られるように、subject to opinion の削除を勧告したのだが、この勧告との関係で、AICPA (1978, 26-27) は、次のようにも主張している ([図7])。なお、同様の主張は、CAR (1977, 26-27) でもなされている。

[図7]

「会社の財務諸表は、会社が直面する不確実性や、その不確実性が利益や財政状態に与える潜在的な影響を十分に開示するべきである。投資家又は債権者は、会社が事業を行う際に直面するリスクと同様、財務情報が十分な開示を含んでいないリスクを被る。監査人は、事業を行う際のリスクを変化させることはできないし、彼のクライアントの営利上の成功を保証することもできない。事業が直面するリスクを評価することは、財務諸表の利用者によって引き受けられなければならない。財務諸表に影響を与えるリスクの開示の十分性を評価することが、監査人の責任である。監査人は、情報リスクに対する保護を与えるべきである。不確実性についての現在の監査上の要求は、2つのタイプのリスクの間の区別をあいまいにし、監査人の責任についての混乱をもたらす。」(傍線筆者)

まず、[図7] の「会社が事業を行う際に直面するリスク」の中身であるが、AICPA (1978, 27) の「財務諸表利用者は、ある事業が直面するリスクを評定し、潜在的な将来の利益又は損失についての彼ら自身の評価を行うため

の十分な情報を与えられるべきである。」(傍線筆者)との記述(CAR(1977, 27)にも、同様の記述が見られる)に注目しよう。この記述から、「将来に、会社が事業によって被る可能性のある損失や利益」が問題になっていることがわかる<sup>13)</sup>。

そうすると、(1): [図7]の「会社が事業を行う際に直面するリスク」の「直面する」は、「会社がその時点で直面する」ことを意味し、(2): その会社が将来に何かの影響を被る、という2つの点を踏まえると、[図7]では明示的に定義されていないが、「会社が事業を行う際に直面するリスク」とは、ある事象によって、[1]: 「その会社が将来に何らかの影響を被る可能性(確率)」そのものを指している、あるいは[2]: 「その会社が将来に何らかの影響を被る可能性(確率)があるような、その時点での状態」のことを指している、と推察される。本稿では、この[1]又は[2]のことを、「企業リスク」と定義する<sup>14)</sup>。

13) もちろん、その会社が将来に被る可能性があるのは、利益や損失だけでなく、AICPA(1978, 27)(及びCAR(1977, 27))に見られる「追加的な資金調達ができる能力」から推察される、「キャッシュ・インフロー」あるいは「キャッシュ・インフローなし」が考えられる。

14) 鳥羽(1985, 26)に見られる、以下に示す「企業危険」は、—「企業危険」を定義するのに、「危険」という用語を使うのは、問題であるが—筆者の言う「企業リスク」の中に含まれる。本文の[1]でも[2]でも、筆者の「企業リスク」の中の、将来の「何らかの影響」の中に、鳥羽(1985, 26)の「(企業の)成長や存続を脅かすような影響」を含めればよいからである。概念は、具体性を重視し、特に指示対象を限定する必要が見出せないのであれば、取り扱いが便利なように、より包括的なものの方がよい。

「競争と不確実性が支配する経済市場において、いかなる企業も企業の内部要因や将来の企業活動に影響を与えるかもしれない不確実な外部要因によって、その成長や存続が脅かされる危険に晒されている。この種の危険を企業危険(business risk)と呼ぶことにしよう。…」(傍線筆者)

また、鳥羽(1994, 261)では、以下のような、「企業リスク(business risk)」の定義が示されている。この鳥羽(1994, 261)の「企業リスク」の定義に見られる「危険」が、本文の[1]の「可能性(確率)」に該当するか、本文の[2]の「状態」に該当すれば、鳥羽(1994, 261)に見られる「企業リスク」は、筆者の「企業リスク」に含まれることになる。先ほどと同じく、筆者の「企業リスク」の中の、将来の「何らかの影響」の中に、鳥羽(1994, 261)の「(企業の)

一方、[図7]では、「情報リスク」についても言及されている。[図7]の、(1):「財務情報が十分な開示を含んでいないリスク」という言い方や、(2):「財務諸表に影響を与えるリスクの開示の十分性を評価する」という言い方から見て、ここでの「情報リスク」とは、「財務諸表上で、十分な開示がなされていない可能性」を指していると推察される。本稿でも、「情報リスク」を、そのように捉えることにする<sup>15)</sup>。

このように、[図7]は、上で見てきたような意味の「企業リスク」と「情報リスク」の2つのリスクについて、subject to opinion を表明することを監査人に求める「現在の監査上の要求」(AICPA (1974))は、「2つのタイプのリスクの間の区別をあいまいに」する旨を主張している。そして[図7]においては、(1):「会社が事業を行う際に直面するリスク(本稿で言う企業リスク)」の評価⇒財務諸表利用者の責任、(2):「情報リスク」の評価⇒監査人の責任、

---

成長や業績および存続を脅かすような影響」を含めればよいからである。

「…競争と不確実性が支配する経済市場において、いかなる企業も、企業の内部要因と企業活動に影響を及ぼす不確実な外部要因によって、その成長や業績および存続が脅かされる危険にさらされている。かかる危険を、企業リスク(business risk)という。」(傍線筆者)

- 15) 鳥羽(1985, 28-29)に見られる、以下に示す「情報危険」は、「会計情報が作成者の故意・誤謬によって歪められ」る可能性に言及する分だけ、[図7]及び本稿の「情報リスク」よりも、その概念が広いように見える。

「…ここで、会計情報が作成者の故意・誤謬によって歪められ、または、その内容が十分でない可能性を情報危険(information risk)と呼ぶことにしよう。監査は情報危険の評定にかかわりを持ち、それを合理的な範囲内に減少させるという機能を果していると考えられる。」(傍線筆者)

しかし、本文で述べた、「財務諸表上で、十分な開示がなされていない可能性」を表す「情報リスク」については、鳥羽(1985, 28)の言う「作成者の故意・誤謬」によって、「十分な開示がなされていない」ことも考えられる。つまり、本文で述べた「情報リスク」を生じさせる原因として、鳥羽(1985, 28)の言う「作成者の故意・誤謬」を考えることは可能であり、鳥羽(1985, 28)で言及されている状況を、本稿の「情報リスク」は、想定していることがわかる。なお、鳥羽(1994, 385)では、「財務諸表にかかる情報リスク(information risk) — 財務諸表の適正性 — の評定」という説明が見られる。ここでの「情報リスク」が、「財務諸表が適正であるかどうか」、あるいは「財務諸表が適正に表示されていない可能性」という意味だとしたら、鳥羽(1994, 385)の「情報リスク」と、鳥羽(1985, 28-29)に見られる「情報危険」の内容は、同じだということになる。

という図式が見て取れるが、特に監査人の責任について、これらの図式は、自明であろうか。

### 3-2 「企業リスクの評価」と「予測」及び「評価」との関係

#### 3-2-1 「予測」と「評価」の区別の必要性

まず、「企業リスクの評価」に関してであるが、AICPA (1978) には、次のような記述が見られる（[図8]）。なお、CAR (1977, 27) では、[図8] (1) で「財務諸表の利用者よりも適切な」となっているところが、「財務諸表の平均的な利用者よりも適切な」となっている。また、[図8] (2)と同様の記述は、CAR (1977, 26) にも見られる。

[図8]

- (1): 「…しかしながら、監査人は、しばしば多くの不確実性の最終的な帰結 (the ultimate resolution) を予測する (predict) のに、財務諸表の利用者よりも適切な立場にいることは全くない。裁判上の決定を待っている訴訟、新製品の販売可能性、追加的な資金調達ができるかどうか、あるいは、現在検討中の、企業にとって不利な税金関係の法案の通過の見込みは、十分に情報が与えられた財務諸表利用者よりも、監査人が適切に評価する (evaluate) 能力が備わっていることが全くない事項の例である。」(AICPA (1978, 27) (傍線筆者))
- (2): 「… (AICPA (1974) のもとで—筆者注) 意見を限定するかどうかを評価するにあたって、監査人は、潜在的な損失金額を考慮しなければならないし、その損失を確かなものとする将来事象の発生の確率を評価 (evaluate) しなければならない。…限定を付すかどうかの決定は、確率の評価に基づかなければならないので、監査人の報告上の決定は、経営者の評価 (evaluation) から独立した、将来事象の結果の予測 (prediction) になる。…」(AICPA (1978, 26) (傍線筆者))

「企業リスク」の定義については、3-1に示した通りだが、その「企業リスクを評価すること」の中身に関連して、[1]: [図8] (1)の記述によると、監査人が、「不確実性の最終的な帰結を予測する」ことが想定されており、[2]: [図8] (2)では、「その損失を確かなものとする将来事象の発生の確率」を

評価する<sup>16)</sup>文脈で、「(将来事象の結果の) 予測」という言葉が使われている。

[図8](2)の記述内容の合理性を検討すると、確かに、様々な情報を用いて、一定の金額的に重要な事象が、将来の時点で発生する可能性(確率)が高く評価されればされるほど、そうした「評価」は、「その事象の最終的な実際の結果を決定する(言い当てる)」—例えば、5年後の実際の商品の販売価額がいくらになるかを現在決定すること、あるいは、[図8](1)の例で言えば、「追加的な資金調達」が将来に実際にできる(あるいはできない)ことを、問題になっているその時点で決定すること—という意味の、「予測」とほぼ等しくなる。

「評価」と「予測」に関して、AICPA(1974)による subject to opinion を監査人が表明する(限定を付す)際には、監査人は、将来事象の発生可能性の評価を行うが(脚注16を参照)、以下に示す Norby(1978a, 18)の記述([図9])は、AICPA(1978, 23-30)との関係で、「会社に最終的な支払能力があるか

#### [図9]

「不確実性が、会社に最終的な支払能力があるかどうかに関する時には、監査人の限定(AICPA(1974)による, subject to opinion の表明のこと—筆者注)は、事実上、予測(a prediction)になる。それにもかかわらず、監査人は、この種の正確な予測(predictions)を行うことができない。…」(傍線筆者)

#### [図10]

「「subject to」意見を出すことは、監査人に、財務情報の創出者(originator)になることも、財務情報の解釈者(interpreter)になることも、要求してはいない。「subject to」の形の限定は、将来の結果の予測(prediction)ではなく、単にその不確実性が余りに重大なので、財政状態や経営成績に与えるその潜在的な影響が重要なものになり得ることがあり、その時点では測定することができないという認識を単に示しているだけである。…」(傍線筆者)

16) このことについての AICPA(1974)上の規定については、坂柳(2005a, 163-169)を参照。

どうかに関する」何かの事象の発生可能性を、監査人が「評価」することが、「事実上、予測になる」ことを指摘したもの、と捉えられる。しかし、他方で Norby (1978a, 18) は、脚注3 (Norby (1978a, 20)) で引用している Arthur Andersen & Co. が、1977年12月に公表した *Executive News Briefs* における主張を、引用している ([図10])。Norby (1978a, 18) が引用したこの記述は、subject to opinion を表明するかどうかを決定する際に、監査人は何かの事象の発生可能性を評価するが、subject to opinion を表明したからといって、そのことは、「将来の結果の予測」ではないことを主張したものと捉えられる。

このように、「subject to opinion を表明すること」、詳しく言い換えると、「subject to opinion を表明するに当たって、将来に起こる事象の発生可能性を監査人が評価すること」が、「将来に起こる事象の結果を監査人が予測すること」になるのかどうかについて、[図9]と[図10]では、考えが対立していることがわかる。それでは、「評価」と「予測」の概念関係については、どう考えればよいのだろうか。この問題は、決して「どうでもいい」問題ではない。(1): 本稿においては、[図7]～[図10]までの記述自体の意味を正確に理解するために、そして、(2): 監査人が関わるのは「情報リスクの評価」のみである旨の主張を行う AICPA (1978) 及びその関連文献を評価するために、この問題を解決する必要があるし、また、(3): 今後未確定事項関係の文献を研究者が参照する時に、その文献を読む際の視点が得られるようにするためにも、この問題を解決する必要がある。

さて、まず指摘しておく必要があるのは、経営者にせよ監査人にせよ、その時点で入手可能な情報によって、「将来事象の最終的な実際の結果を決定する(言い当てる)」という意味の「予測」と、将来事象の発生可能性の「評価」が、先に述べたように、ほぼ同じになるかどうかは、個々の事実(状況)によって決まる問題だ、という点である。ある重要な事象の発生可能性の評価結果が、確率1にほぼ等しくなる(「ほぼ必ずその事象が発生する」という評価結果になる)場合もあれば、「確率1にほぼ等しい」とは言えないが、その事象の発



生可能性は高い、と評価される場合もあるだろう。

そうすると、[図8](2)に見られるように、AICPA(1974)で要求される subject to opinion を監査人が表明するかどうかを決定する時に、「その損失を確かなものとする将来事象の発生の確率を評価しなければならない」としても、そのことが、即座に(本稿で言う)「将来事象の結果の予測」を意味することにはならないことがわかる。[図8](2)に見られるように、「将来事象の発生可能性の評価≒将来事象の結果の予測」が成立するのは、監査人による、その時点で入手可能な情報を用いた将来事象の発生可能性の評価が、将来に新しい情報を入手しても、ほとんど変化を受けないと監査人に考えられており、なおかつ事象の発生可能性がほぼ確率1である、と監査人に判断されている場合だけであろう。

読者を混乱させないためには、AICPA(1978, 23-30)は、「将来事象の発生可能性の評価」は、経営者によるものでも、監査人によるものでも、あくまでその時点で入手可能な情報による決定に過ぎず、「最終的な実際の結果を決定する(言い当てる)こと」とは、異なる行為である、と明示した方がよかったであろう。即ち、AICPA(1978, 23-30)は、一般的には、「将来事象の発生可能性の評価≠将来事象の結果の予測」という形で、「評価」と「予測」を、明確に区別して記述を行った方がよかったのではないか、ということである([図11])。

#### [図11] — 「予測」と「評価」

予測 (prediction) : 将来に起こる事象の最終的な実際の結果を、問題になっているその時点で決定すること
評価 (evaluation) : 将来に起こる事象の発生可能性を、問題になっているその時点で決定すること

以上の分析を踏まえると、[図8](1)の分析も行える。[図8](1)の、「監査人は、しばしば多くの不確実性の最終的な帰結を予測する」に見られる「予測」

が、[図11]の意味の「予測」—即ち、「将来事象の最終的な実際の結果を決定すること」—と同じ意味で用いられているとすると、そうした予測行為は、「監査人の責任ではない」と考えるのが自然であろう。監査人がその対応を決定する時点までにしか入手できない情報を用いて、将来にしか判明しない事象の最終的な実際の結果を決定しなければならない理由が見出せないからである。

本稿では、3-1の[図7]から、「企業リスク」という概念を導出したが、3-1に示した「企業リスク」のうちの[1]、即ち、「その会社が将来に何らかの影響を被る可能性（確率）」の評価は、その時点で入手可能な情報による将来事象の発生可能性の決定であり、[図11]の「評価」には該当するが、[図11]の「予測」ではない。従って、[図11]の「予測」は、「企業リスクの評価」には該当しないことになる<sup>17)</sup>。

[図7]には、「監査人は、事業を行う際のリスクを変化させることはできないし、彼のクライアントの営利上の成功を保証することもできない。」との記述が見られたが、「事業を行う際のリスクを変化させること」や、「クライアントの営利上の成功を保証すること」は、いずれも[図11]の意味の「予測」であって、「企業リスクの評価」ではない。このように、[図7]には、「事業が直面するリスク」の評価、即ち、「企業リスクの評価」についての記述だけでなく、[図11]の「予測」についての記述もあることがわかる。読者による正確な理解を妨げる恐れのある記述は、避ける必要がある。

さらに、2節の[図4]では、subject to opinionの削除勧告がなされていたが、(1): もともと監査人の責任とは観念できない [図11]の意味の「予測」行為が、「企業リスクの評価」に含まれるかのように捉え、(2): そのような「予

---

17) 「企業リスクの評価」の「評価」を、[図11]の「予測」と捉える余地があるかどうか、問題になる。本稿で「企業リスク」と言う場合、それは、3-1の本文中の[1]でも[2]でも、ある事象によって、「その会社が将来に何らかの影響を被る可能性」に言及する概念である。一方、[図11]の「予測」は、「将来事象の最終的な実際の結果」に言及する概念である。当たり前だが、「可能性（確率）」は、「最終的な実際の結果」ではない。そうだとすると、「企業リスクの評価」の「評価」を、[図11]の「予測」と捉える余地はないことがわかる。

測」行為を監査人が正確な形で行うことができないことを、「企業リスクの評価が行えないこと」と認定し、(3)：監査人の役割は、[図11]の意味の「予測」を含む「企業リスクの評価」を行うことではなく、「情報リスクの評価」を行うことであることを根拠に、subject to opinionの削除が主張されているのだとしたら、そうした削除の理由づけは、不適切であろう。[図11]の意味の「予測」行為は、「企業リスクの評価」とは言えないからである。

subject to opinionの削除を主張するのであれば、タイプBではなく、タイプAの未確定事項に直面した監査人の理論的な対応としては、既に筆者がこれまでの未確定事項プロジェクトで述べてきたように、subject to opinionが監査人の対応の選択肢から削除されるのは当然であることだけを、AICPA(1978, 23-30)は、指摘すればよかった。現に、2節の[図3](1)~(2)では、AICPA(1978)は、タイプAの未確定事項に直面した監査人にとっての、監査の本来的なあり方を示していた。

一方、[図8](1)の「監査人は、しばしば多くの不確実性の最終的な帰結を予測する」に見られる「予測」は、[図11]の意味の「評価」を表している、と解釈できるだろうか。「最終的な帰結」という言い方からすれば、仮に「評価」という言葉を用いたとしても、その問題になっている行為は、「将来事象の発生可能性の決定」ではなく、[図11]の意味の「予測」と捉えた方が自然であろう。[図8](1)の「監査人は…最終的な帰結を予測する」に見られる「予測」は、[図11]の「評価」ではなく、やはり[図11]の「予測」と捉えた方がよいわけである。

他方、[図8](1)には、「監査人が適切に評価する能力が備わっていることが全くない事項」という記述もある。[1]：ここでの「評価」が、[図11]の「予測」の意味であれば、[図8](1)の前半部分の「監査人は…最終的な帰結を予測する」の記述も合わせて、[図8](1)の記述全体は、[図11]の「予測」に言及しているという意味で、記述の首尾一貫性はある。しかし、このような[図11]の「予測」は、さきほど見たように、「企業リスクの評価」には該当しない。そのため、AICPA(1978)の真意はともかく、筆者及び筆者の議論の賛同者

から見れば、「企業リスクの評価」に関係しない〔図11〕の意味の「予測」の記述をなせ行う必要があるのか、という主張が、AICPA (1978) に対してなされるであろう。他方、〔2〕：〔図8〕(1)の「監査人が適切に評価する能力が備わっていることが全くない事項」の「評価」が、〔図11〕の「予測」の意味ではなく、〔図11〕の「評価」を意味していれば、それは—監査人に、評価する能力が備わっているかどうかは、事実の問題であるが—3-1の〔図7〕から導かれる「企業リスク」の「評価」を念頭に置いている、と解釈できる<sup>18)</sup>。

### 3-2-2 〔図9〕と〔図10〕の評価

同様に、〔図9〕と〔図10〕の主張それぞれに見られる「予測」についても、それらが〔図11〕の「予測」に該当するのか、それとも〔図11〕の「評価」に該当するのかによって、その記述自体の意味を理解できるかどうかが決まってくる。〔図9〕の「予測」を、〔図11〕の「評価」と捉えると、以下のことが起こる。(1)：まず、〔図9〕の「監査人の限定は、事実上、予測になる」の「予測」が、〔図11〕の「評価」を意味することになり、何らかの事象の発生可能性を評価して行われる「監査人による限定」が、「事実上、予測(=評価)になる」と文章が続き、記述に「同じことの繰り返し」が起こり、記述が意味不明になる。(2)：また、〔図9〕の「予測」を、〔図11〕の「評価」と捉えた場合、「この種の正確な予測を行うことができない」の「予測」が、〔図11〕の「評価」を意味することになり、監査人が限定を付す(subject to opinionを表明する)際に、何かの事象の発生可能性の評価を行うにもかかわらず、「この種の正確な予測(=評価)を行うことができない」と文章が続くので、記述に矛盾が生

18) もっとも、〔図8〕(1)の「監査人が適切に評価する能力が備わっていることが全くない事項」(※)の「評価」を、〔図11〕の「評価」と捉えると、〔図8〕(1)の記述全体の意味が、理解困難になる。というのは、〔1〕：〔図8〕(1)の「監査人は、…最終的な帰結を予測する」に見られる「予測」は、〔図11〕の「予測」のことに言及し、〔2〕：上記※の部分は、〔図11〕の「評価」のことに言及することになり、〔1〕と〔2〕で言及対象が異なっているからである。言及対象が異なってよい理由は、AICPA (1978, 23-30) では示されていない。

じる。以上より、[図9]の記述を正確に理解するには、そこでの「予測」は、[図11]の「評価」ではなく、[図11]の「予測」と捉える必要がある。

次に、[図10]である。もし、[図10]の「将来の結果の予測」の「予測」を、[図11]の「評価」と捉えると、何かの事象の発生可能性を監査人が評価して行われる「「subject to」の形の限定」は、「将来の結果の予測（＝評価）ではなく」と文章がつながることになり、記述に矛盾が生じる。[図10]の記述を正確に理解するには、そこでの「予測」は、やはり[図11]の「予測」と捉える必要がある。

### 3-3 企業リスクの評価に監査人が関わらないとする主張の合理性

3-2の検討結果で重要なことは、前述の通り、[図11]で言う「予測」は、[図7]から導いた「企業リスク」の「評価」には該当しない、という点である。3-2の分析・整理によって、「企業リスクの評価」の中身が、[図11]で言う「予測」との対比で、より明確になったわけである。

さて、3-2を踏まえて、[図7]の記述内容の合理性を評価してみよう。[図7]では、(1):「会社が事業を行う際に直面するリスク（本稿で言う「企業リスク」）」の評価⇒財務諸表利用者の責任、(2):情報リスクの評価⇒監査人の責任、という図式が描かれていたが、「企業リスクの評価」が、[図11]の「予測」ではなく、「その会社が将来に何らかの影響を被る可能性の評価」を意味する（即ち、[図11]の「評価」に該当する）のであれば、その行為は、以下に示すように、監査人が「情報リスクの評価」を行う際にも、問題になるであろう。

確かに、AICPA (1978, 23-30)は、タイプAの未確定事項のみを想定していたので、監査人は、タイプAの未確定事項の「開示の十分性」を評価する、即ち、本稿で言う「情報リスク」を評価する責任があるだけのようにも見える。しかし、タイプAの未確定事項の「開示の十分性」を評価するに当たって、そもそも問題になっている状況が、監査上の除外事項が付されず、タイプAの未確定事項として成立するには、(1):経営者が行った損失をもたらす事象の（低くはない一定程度の）発生可能性の評価に監査人が同意し、かつ、(2):損失金

額の見積もりができない、との経営者の判断に、監査人が同意している必要があるはずである<sup>19)</sup>。このような「同意」がなされることによって、監査人は、経営者自らが直面している状況の注記開示が十分であるかどうかを確かめること、即ち、「情報リスクの評価」ができるはずである。

- 19) ここでの「監査人によって同意がなされる状況」は、経営者が行った損失をもたらす事象の発生可能性の評価や、損失金額の見積もりができないとの判断が、その状況において適合していることが、監査人の事実判断によって確かめられたことによって達成されるので、その状況は、以下に示す、AICPA (1975)、4項の(b)の「会計原則が、その状況において適切である」ことが確かめられた状況と解釈できる。

「財務諸表が、一般に認められた会計原則に準拠して、事業体の財政状態、経営成績、そして財政状態の変動を適正に表示しているという監査人の意見は、…(b)会計原則が、その状況において適切である…かどうかについての監査人の判断に基づくべきである。」(傍線筆者)

このAICPA (1975)、4項(b)で参照されているAICPA (1975)、9項については、当時(1974年から1975年まで)の監査基準執行委員会のメンバーであるKonkel氏とSolomon氏から、次のような批判([2])がなされているが、その前にAICPA (1975)、9項の規定を紹介しておこう([1])。なお、本文で問題にしている偶発事象に直面した場合の会計処理の問題は、以下の[1]及び[2]で問題になっている「代替的な会計原則の中からの選択」の問題と捉えられる。FASB (1975)と日本の制度上の「偶発事象」の定義及び会計処理については、前者は坂柳(2005a, 168-169)と坂柳(1999, 125-126)を、後者は坂柳(2006a, 142-145)を参照頂きたい。

[1] : 「代替的な会計原則の中から、1つの会計原則が選択されるべき状況を特定することは、会計原則を確立する権威を持っている主体の職務である。代替的な会計原則の中から選択するための規準が、会計方法と状況を関係づけるために確立されなかったら、監査人は、おそらく1つより多い会計原則が、その環境において適切であると結論づけるであろう。…」(傍線筆者)

[2] : 「Konkel氏とSolomon氏は、9項にも反対している。Konkel氏は、9項は、代替的な会計原則の中からの選択において、大いに必要とされる明白な指針を与えないまま、適正性の基準を課そうとしている、と信じている。Solomon氏は、9項は、一般に認められた会計原則から独立した適正性の基準を課している、と信じている。…」(傍線筆者)

この[2]のKonkel氏とSolomon氏の批判であるが、Konkel氏は、[1]で示したAICPA (1975)、9項について、「代替的な会計原則の中からの選択において、…明白な指針を与えない」と指摘しているが、特に本文で問題になっている偶発事象の監査に関しては、「経営者による損失をもたらす事象の発生可能性の評価や金額が見積もれないとの判断(※)」については、それらが状況に適

そうだとすれば、重要な損失をもたらす事象の発生可能性が、[図7]から導き出した「企業リスク」の中に入ることを踏まえた上でのことであるが、AICPA (1978, 23-30) が想定するタイプAの未確定事項に監査人が直面した場合でも、監査人は「企業リスクの評価」を行わない、ということにはならないことがわかる。むしろ、タイプAの未確定事項に直面した場合の理論的

---

合しているかどうかを判断しようとする上で、監査人が参照可能な「明白な指針」は、あるはずがない。財務諸表作成時点でどのような事実判断（状況判断）を行うかは、経営者に任されており、どのような事実判断を経営者が行うべきかを、「指針」によってあらかじめ特定することは不可能だからである。従って、Konkel氏が、もともと指針化するのが不可能な経営者の事実判断について、「明白な指針がない」という形で、AICPA (1975)、9項に対して否定的な評価を行っているのだとしたら、そうした評価は不適切である。そのような指針がなくても、監査人による事実判断を、財務諸表が一般に認められた会計原則（GAAP）に準拠しているかどうかの判断を行う上で考慮する、というのが、AICPA (1975)、4項(b)の趣旨であろう。

また、Solomon氏は、[2]において、[1]で示した9項が「一般に認められた会計原則から独立した適正性の基準を課している」、と認識している。偶発事象の監査に関して、この認識を踏まえると、前段落※に示した経営者の評価なり判断は、財務諸表がGAAPに準拠しているかどうかの監査対象になるのだろうか、という問題が生じ得る。Solomon氏は、こうした経営者による事実判断が、監査対象にならないと考えているのだろうか。監査対象にならないのであれば、FASB (1975) を始めとする偶発事象についての会計基準（会計原則）は、会計上の行為指針としての存在意義がないであろう。Solomon氏が、偶発事象についての会計基準の必要性があると考えているのであれば、「経営者の事実判断の状況適合性を監査人が確かめる」という監査人の行為を、財務諸表のGAAP準拠性の監査の枠組みの中に、どのように取り込むのか、という点に、目を向ける必要があるであろう。

他方、Solomon氏が、2つ前の段落の※にあるような経営者による事実判断が、監査対象になると考えているのであれば、AICPA (1975)、9項について、「一般に認められた会計原則から独立した適正性の基準を課している」と捉える必要性や意味は、ないであろう。経営者による事実判断が監査対象になると考えているのであれば、正にAICPA (1975)、4項(b)から示唆されるように、最初から、経営者の事実判断の状況適合性を監査人が確かめる、という形の監査人による事実判断も、財務諸表がGAAPに準拠しているかどうかを判断する上で、考慮すればよいからである。

以上より、Konkel氏とSolomon氏の主張は、いずれもAICPA (1975)、4項(b) (9項) の不合理性を論証できているとは言えず、それゆえ、両者の主張を本稿で考慮する必要はないことがわかる。両者の主張は、やはり少数説ということになるであろう。

な対応として、また、2節の〔図4〕に見られたAICPA(1978)による、subject to opinionの削除勧告に従った場合の対応として、経営者の行う注記開示の十分性を確かめること、即ち、「情報リスクの評価」を行って、「無限定適正意見のみ」を選択する上で、監査人にとっては、経営者の行った重要な損失をもたらす事象の発生可能性の評価に同意するという意味での「企業リスクの評価」が、不可欠になるはずである<sup>20)</sup>。〔図7〕では、あたかも財務諸表利用者だけが「会社が事業を行う際に直面するリスクを評価」し、監査人は企業リスクの評価を行わず、情報リスクの評価のみを行う旨の記述がなされていたが、それは不適切な記述であろう。

### 3-4 Carmichael(1976)の合理性

#### 3-4-1 Carmichael(1976)の企業リスクと情報リスク及び想定する未確定事項

このような、「監査人の責任：情報リスクの評価、財務諸表利用者の責任：企業リスクの評価」という二分法は、AICPA(1978, 23-30)の背景論文であるCarmichael(1976)にも見られる。そこでは、次のように記されている(〔図12〕(1)~(2))。〔図12〕(1)の「財務情報に信憑性を付与すること」と、「事業を行う際のリスク」については、次のような記述がある(〔図12〕(3))。他方、3-1の〔図7〕から導いた「情報リスク」は、「財務諸表上で、十分な開示がなされていない可能性」であったが、「十分な開示がなされていない」その原因として、〔図12〕(3)にあるような、「情報を集計、要約し、あるいは表示する過程における誤謬」を考えることは可能である。そうすると、本稿の「情報リスク」では、脚注15で示した鳥羽(1985, 28-29)の「情報危険」で言及され

20) 本文では、経営者と監査人がタイプAの未確定事項に直面している場合を考えたが、坂柳(1999, 124-128)が主張するように、一般には、経営者による重要な偶発事象についての会計判断(引当金、注記、注記なし)が、その状況に照らして適切かどうかを監査人が判断する必要がある。この場合も、経営者による、重要な損失をもたらす事象の発生可能性の評価の状況適合性の判断に、監査人が関わる必要があるので、本稿で言う「企業リスクの評価」に、監査人が関わることになる。



ている状況と同様，[図12] (3)の「情報リスク」で言及されている状況が想定されていることになる。

一方，[図12] (3)の「企業リスク」は，「不確実な経済において影響を与える力」としか書かれていないが，ここでの「影響を与える力」については，[図12] (1)の「事業の成功」や「事業に失敗する機会がある」という記述，そして，[図12] (3)の「事業における成功」や「事業活動に固有の不確実性」，そして「成功の可能性」という記述を踏まえると，その会社に対して，将来何かの事象が影響を与えることを指して，forces という言い方がなされている，と推察され

[図12]

(1): 「重大な，あるいは異常な不確実性についての監査人の報告義務は，解決からほど遠い。その答えは，最終的には，独立監査人の役割について採用される考え方に依存する。監査人の役割は，財務情報に信憑性 (credibility) を付与することである。監査人は，事業を行う際のリスクを変化させることはできない。監査される事業の成功を保証することもできない。自由な事業システムの1つの重要な側面は，あらゆる事業に失敗する機会があるということである。」

(Carmichael (1976, 51) (傍線筆者))

(2): 「監査人の役割は，財務情報に信憑性を加えることである。情報リスクと企業リスクは，混同されるべきではない。財務情報は，ある会社が事業を行うもとのリスクを描写すべきである。将来事象の結果を予測すること (Predicting)，そしてそれゆえ，財務諸表からそれらのリスクを削除しようとすることは，監査人の基本的な役割と整合していない。」(Carmichael (1976,

69) (傍線筆者))

(3): 「有価証券への投資に伴って，2つの異なるタイプのリスクが生じる。情報リスク (Information risk) は，財務情報を生産し，流通することに関係するリスクである。それは，同じ事業の状況が，情報を集計，要約し，あるいは表示する過程における誤謬のために，異なっているように見える可能性を表している。情報リスクを削減することが，監査人の仕事である。

企業リスク (Business risk) は，不確実な経済において影響を与える力 (forces) を表す。事業における成功のためには，機会を得ることが必要となる。…成功の可能性に関して，分け前を取りたい投資家は，当然事業活動に固有の不確実性に伴うリスクを引き受ける。」(Carmichael (1976, 51) (傍線筆者))

る。ということは、会社側から見れば、例えば、事業の将来の「成功」や「失敗」によって、「将来何らかの重要な影響を被る可能性があること」が、問題になっていると考えられる<sup>21)</sup>。

そうだとしたら、[図12] (3)の「企業リスク」については、「その会社に対して与える影響」という意味合いから、forcesという表現が使われていると解釈できるものの、その会社が、その時点において、「将来何らかの重要な影響を被る可能性がある」という点に注目すれば、そこでの「企業リスク」は、結局のところ、3-1で示した「企業リスク」のうちの、[2]：「その会社が将来に何らかの影響を被る可能性（確率）があるような、その時点での状態」のことを指している、と推察される。また、事業の将来の「成功」や「失敗」という事態から推察される、「将来何らかの重要な影響を被る可能性がある」という点に注目すると、[図12] (3)の「企業リスク」は、本稿で示した「企業リスク」のうちの[1]：「その会社が将来に何らかの影響を被る可能性（確率）」（※）そのものを指している、との解釈も成立する。現に、[図12] (1)には、「事業を行う際のリスクを変化させる」という形で、※を指していると推察される記述もある。そうすると、[図12] (3)に見られる「企業リスク」には、「会社を取り巻く環境が会社に与える影響」という意味合いがあるため、[図12] (3)の「企業リスク」と本稿の「企業リスク」は、内容が異なるように見えるが、視点を会社側に移し、また、周りの記述も合わせて考えると、本稿の「企業リスク」と[図12] (3)の「企業リスク」は、同じ内容を表していると考えられ、共に脚注14で示した鳥羽（1985, 26）に見られる「企業危険」を含むことになる。

それでは、Carmichael（1976）で想定されている「未確定事項」は、タイプAとBのどちらの未確定事項であろうか。同じくCarmichael（1976, 51）には、次のように記されている（[図13]）。この[図13]が、監査基準書第2号（AICPA（1974））に言及していることから、Carmichael（1976）で想定されている「未確定事項」も、AICPA（1978）と同様、タイプAの未確定事項

21) 坂柳（1999, 124）では、この点を踏まえて、“forces”を「影響」と訳した。

である<sup>22)</sup>ことがわかる<sup>23)</sup>。なお、[図13]の「…重要な不確実性があり、…無限定適正意見を表明するか、限定意見を表明するかを考慮すべきである。」との記述は、AICPA (1974), 24項に見られる(坂柳(2005a, 167)を参照)。

[図13]

「財務諸表についての監査人による報告責任は、AICPAの監査基準書で取り扱われている。監査基準書第2号は、独立監査人に、次のように勧告している。「…重要な不確実性があり、その結果が合理的に見積もれない場合、監査人は…無限定適正意見を表明するか、限定意見を表明するかを考慮すべきである。」…」

- 22) Carmichael (1976) がタイプAの未確定事項に言及している点に注目すると、[図12] (1)と(3)や Carmichael (1976) に出てくる「不確実性」は、坂柳(2007, 253)に見られる、「将来に起こる事象の結果が決定されていない(様々な事象が将来に起こり得る)状態」という意味での「不確実性」に言及していると考えられる。
- 23) Carmichael (1976, 64) は、以下のように記している。

「事業用資産は、多くの会計期間に渡って使用され、会社はその資産を近い将来に処分する意図を持っていない。その資産の適切な簿価の見積もりが、その時点の状況に依存するとしても、その見積もりの正確さは、その資産が売却されない限り、あるいは廃棄されない限り、確実には決定できない。…

ある資産の適切な簿価を決定する際の別の問題は、現金を将来に受け取ることができるように、大抵の資産は、結合して使用される、という点である。利益獲得過程に対する個々の資産の貢献は、資産が結合して貢献する時には、個々の資産ごとには決定できない。

ある資産の適切な簿価を決定するのに関係している、いくつかの要因があるために、監査人が行うことのできる貢献には、いくつかの限界がある。監査人は、その資産が存在していること、そしてそれがその会社によって所有されていることを決定することはできるが、その資産を使用することから生じるであろう将来の現金の受け取りを取り巻く不確実性は、適切な簿価の評価を困難にする。」(傍線筆者)

まず、1段落目では、「事業用資産」について、会社が「その資産を近い将来に処分する意図を持っていない」状況が想定されているが、上記引用中の例で言えば、実際にその資産が売却されなくても、あるいは廃棄されなくても、経営者の継続使用の意図がなくなり、売却や廃棄が将来に見込まれる状況になれば、実現可能価額としての見積もり数値は、資産の回収可能価額としての意味を持ち、その金額の合理性が監査されるはずである。そうであれば、実現可能価額としての見積もり数値による評価が元々適合しないような、「その資産を近い将来に処分する意図を持っていない」状況を取り上げて、「見積もりの正確さ」が、売却

以上より、(1): Carmichael (1976) の「情報リスク」で言及されている状況は、本稿の「情報リスク」で想定され、(2): Carmichael (1976) の「企業リスク」は、本稿の「企業リスク」と同じ内容を表していると考えられ、そして、(3): Carmichael (1976) で想定されている「未確定事項」は、「タイプAの未確定事項」であることがわかった。ということは、AICPA (1978) に対して行った本稿の主張は、そのまま、Carmichael (1976) に対しても、行えることになる。

### 3-4-2 Carmichael (1976) の記述及び監査人の役割論の合理性

Carmichael (1976) で問題になっているのは、監査上除外事項が付される状況ではなく、タイプAの未確定事項なので、経営者が行った損失をもたらす事象の一定程度の発生可能性の評価に監査人が同意し、損失金額の見積もりができない、との経営者の判断にも監査人が同意している必要がある。監査人は、その同意があった上で、その状況についての経営者の注記開示が十分であることを確かめることができる。即ち、開示の十分性の評価という意味の「情報

---

や廃棄以前には「確実には決定できない」ことを問題にするのは、「その資産の適切な簿価の見積もり」ができないという結論を、意図的に導こうとする不適切な議論であろう。その資産が売却される、又は廃棄されることが見込まれる状況になっても、実現可能価額としての見積もり数値を、経営者は必ず決定できないのであろうか。「必ず決定できないこと」を、Carmichael (1976, 64) は論証していない。見積もりができるかどうかは、「その時点の状況に依存する」ので、筆者は、それができる場合とできない場合の両方を想定している。

同様に、2段落目の「利益獲得過程に対する個々の資産の貢献は、資産が結合して貢献する時には、個々の資産ごとには決定できない」かどうか、状況依存である。また、仮に、3段落目にあるように、「その資産を使用することから生じるであろう将来の現金の受け取りを取り巻く不確実性」によって、「適切な簿価の評価」が困難になることが監査人であったとしても、どうして経営者にとっても適切な簿価の評価が困難になると言えるのだろうか。この点についての論証も、見られない。

以上のように、Carmichael (1976, 64) の上記引用個所の記述は、タイプBの未確定事項を考え出す素材も提供していると考えられるが、Carmichael (1976, 64) では、タイプBの未確定事項は考慮されていない。

スクの評価」を行う前提として、経営者による損失をもたらす事象の発生可能性の評価に同意する過程で、監査人は「企業リスクの評価」を行っていることになる。そうした企業リスクの評価は、[図12] (1)に見られる「財務情報に信頼性を付与すること」や、[図12] (3)に見られる「情報リスクを削減すること」を行う上で、必要不可欠であろう。そうだとすれば、[図12] (3)に見られるように、「情報リスクを削減することが、監査人の仕事」という形で、監査人が、企業リスクの評価に関与しない（関与すべきではない）旨を主張するのは、不適切である。

また、AICPA (1978) (3 - 1の [図7]) のように、[図12] (1)には、「監査人は、事業を行う際のリスクを変化させることはできない。監査される事業の成功を保証することもできない。」との記述が見られる。[図12] (1)にあるような「事業を行う際のリスクを変化させること」や、「監査される事業の成功を保証すること」は、[図11] の「予測」に該当すると考えられるので、3 - 3までの議論で見たように、それらの行為は、そもそも「企業リスクの評価」ではない。もし、[図12] や Carmichael (1976) が、[図11] の「予測」を「企業リスクの評価」の中に入れて考え、そのような「予測」が正確に行えないことを、「企業リスクの評価が行えないこと」と考え、そのことを [図14] に見られる subject to opinion 削除論の根拠にしているのであれば、そうした議論は、不適切であろう。「企業リスクの評価」は、[図11] の「評価」であり、「予測」ではないからである<sup>24)</sup>。

また、[図12] (2)には、「将来事象の結果を予測すること、そしてそれゆえ、

---

24) [図12] (3)の表現を使うと、[図14] の「情報リスクを最小化すること」は、「同じ事業の状況が、情報を集計、要約し、あるいは表示する過程における誤謬のために、異なっているように見える可能性」を最も小さくことである。そのためには、もちろん情報リスクが監査人によって評価される必要がある。対して、「企業リスクの評価」については、[図14] の、(1): 「監査人は、企業リスクの何かの部分を自らに負わせるような責任を受け入れるべきではない」との記述、そして、(2): 「監査人の職務は、情報リスクを最小化することである。」との記述より、[図14] には、「企業リスクの評価は監査人の職務外」との思考がある、と推察される。

[図14]

「もし、財務諸表の開示が十分であり、監査人の「subject to」の形の限定が、何も付与しないのであれば、その限定が利用できることによって、監査人は、投資家に情報を伝達するのに必要な全ての開示を行おうとするまでには至らず、そして、投資家を不確実性の結果を評価する立場に置くかもしれない。さらに、監査人が「subject to」の形の限定を付すという事実は、「subject to」の形の限定がなかったら、その会社には重大な不確実性が全くないことを意味する、と思うように、投資家を導くかもしれない。言い換えれば、投資の本質は、企業リスクを評価し、その結果についての機会を手に入れることであるのに、投資家は、企業リスクを評価してもらうように、監査人に頼ろうとするかもしれない。監査人は、企業リスクの何かの部分から自らに負わせるような責任を受け入れるべきではない。監査人の職務は、情報リスクを最小化することである。監査人による証明は、不確実性に関する開示の十分性の評価に関しては、自由に行えるべきである。

…予測不能な将来の結果に依存する、異常な事象、又は頻繁には起こらない事象が問題になる偶発事象と、その時点の経済状況に基づく資産価値の減損に関する疑義が問題になる偶発事象の間の区別が要求される。そのような偶発事象について、開示は、投資家に情報を伝達するのに、おそらく十分である。現在、不確実性と呼ばれているその他の事項については、監査人は、開示の十分性を評価し…なければならない。…

従って、私は、「subject to」の形の限定を付すことを求める要求は、削除されるべきであることを提案する。「subject to」の形の限定は、監査人にとって、適切な責務ではない。…」(Carmichael (1976, 69-70)) (傍線筆者)

財務諸表からそれらのリスクを削除しようとする」という記述が見られるが、ここでの「予測」(※1)や、「それらのリスクを削除しようとする」と(※2)は、[図11]の「評価」であろうか。それとも、[図11]の「予測」であろうか。

もし、上記の※1と※2が、[図11]の「予測」の意味で使われているのであれば、[図11]の「予測」は、元々監査人の責任とは言えないので、上記の※1と※2が、「監査人の基本的な役割と整合していない」([図12] (2))という記述の内容は理解できるが、「基本的な役割と整合していない」と半ば当然のことを主張することに、一体どのような意味があるのだろうか。上記※1と

※2が、[図11]の「予測」の意味で使われているとしても、結局、将来事象の発生可能性の評価、即ち、[図11]の「評価」は、監査人が行うことになるので、何が監査人の役割かを考える上で、上記※1と※2を、[図11]の「予測」の意味で捉える意義が乏しいのである。

他方、2段落前の※1と※2が、[図11]の「評価」の意味で使われているならば、「企業リスクの評価」の捉え方としては正しいので、監査人の役割を考える上で、記述上問題にする意味はあるが、今度は、その後の[図12](2)の「監査人の基本的な役割と整合していない」という記述の内容がわからない。タイプAの未確定事項が問題になる状況で、重要な損失をもたらす事象の発生可能性の評価（即ち、企業リスクの評価）は、情報リスクの評価を行う上での前提という意味で、監査人の基本的な役割、即ち、情報リスクの評価と整合しているように見えるからである。読者の方々は、どう感じただろうか。

このように、[図12](2)の記述には、3段落前の※1と※2について、それらを[図11]の「予測」と捉えても、[図11]の「評価」と捉えても、取り上げることそれ自体の意味がわからない、あるいは、取り上げることに意味はあっても、記述内容に合理性がないという点で、問題があることがわかる。読者を混乱させるような記述は、避けなければならない。

また、Carmichael (1976) は、AICPA (1978, 23-30) と同様、[図14]に見られるように、subject to opinion の削除勧告を行っている。Carmichael (1976) は、タイプAの未確定事項を念頭に置いていたから、subject to opinion の削除を勧告するCarmichael (1976) は、理論的には正しい勧告を行ったことになる<sup>25)</sup>。この点は、2節で見たAICPA (1978) の場合と同じである。

---

25) subject to opinion の削除によって、[図14]の「もし、財務諸表の開示が十分…」から、「…監査人に頼ろうとするかもしれない。」までの記述に見られる、subject to opinion を削除しないことによる、Carmichael (1976) が考える弊害はなくなる。しかし、理論的に考えて、タイプAの未確定事項に直面した監査人の対応が決まるのであれば、[図14]に見られるような、「subject to opinion を削除しない場合の弊害」に言及する必要は、最初からないはずである。脚注6も参照。

しかし、タイプBの未確定事項は、AICPA (1978, 23-30) と同様、Carmichael (1976) でも想定されていない。タイプAとBの未確定事項を区別しないまま、一律に subject to opinion の削除勧告を行うのは、不適切であろう<sup>26)</sup>。

26) Carmichael (1976) に対して、Brasseaux (1976) は、次のように主張している。  
 (1): 「…監査人は、「subject to」,そして時には「disclaimer」を、読者に対する警告 (signals) として用いることによって、会計基準におけるいくつかの欠陥を埋め合わせる義務があると感じてきた。そのようにして、何年かの間、財務諸表が、そのリスクがある状況を十分に伝達していないと感じられた時はいつでも、あるいは、追加的な強調の必要 (及び (又は) 期待) があると感じられた時はいつでも、監査人は、これらの警告を用いてきた。」(Brasseaux (1976, 75)) (傍線筆者)

(2): 「継続して「subject to」の形の意見が用いられてきたという問題の根底には、異常な不確実性及び (又は) 深刻な財政上の困難に直面している企業と関係している時の監査人の役割 (又は考えられている役割) がある。多くの人 (職業専門家を含む場合も、含まない場合も) は、…もし深刻な、あるいは潜在的に深刻な財政上の帰結が、監査対象企業に迫っているならば、監査人は、「前もって」、何かの適切な警告を公表した方がよいと感じている。」(Brasseaux (1976, 75-76)) (傍線筆者)

この(1)と(2)の主張は、subject to opinion (又は disclaimer) が果たす「警告」の機能に注目してなされた、subject to opinion 削除論を展開する Carmichael (1976) に対するカウンターコメントである。しかし、これらのコメントは、Carmichael (1976) に対して有効であろうか。

まず、(1)の記述は、要約すると、「subject to opinion (又は disclaimer) を、警告という形で必要と感じた監査人は、subject to opinion (又は disclaimer) を用いてきた。」と主張しているだけである。また、(2)の記述は、要約すると、「多くの人には、ある状況に企業が直面していたら、(subject to opinion のような) 適切な警告を公表した方がよいと感じている。」と主張しているだけである。(1)と(2)は、監査人や多くの人が警告の必要性を感じているかどうかを根拠にしているという点で、一般的な議論ではない。一般には、(1)と(2)にあるような subject to opinion (又は disclaimer) による警告の必要性を「感じない」監査人や、多くの人も、想定できてしまうのである (同様の議論は、坂柳 (2006c, 98-99) でも展開されている)。警告の必要性を感じない監査人や、多くの人には、財務諸表の注記に、経営者が直面している状況を開示させ、監査人がその開示の十分性を確かめれば、その開示が利害関係者に対して警告を与える、と考えるであろう。

他方、(1)にあるように、「会計基準における欠陥」があるなら、その会計基準の欠陥をなくすように会計基準を改訂するという議論はできても、「会計基準に欠陥があるから、subject to opinion (又は意見差控) を監査人が選択することになる。」とは言えないであろう (同様の議論は、坂柳 (2006a, 158-167) でも



#### 4. AICPA (1978) 及びその関連文献に言及している文献の評価

2節では、タイプAとBの未確定事項が識別されているかどうか、という観点から、AICPA (1978) を評価した。AICPA (1978) では、タイプAの未確定事項しか想定されておらず、タイプBの未確定事項を想定しないまま、subject to opinion の削除勧告がなされていた。

他方、3節では、「企業リスクの評価」と「情報リスクの評価」の2つを区分した後、監査人が関わるのは「情報リスクの評価」のみである旨の主張は合理的か、という観点から、AICPA (1978) 及びその背景論文となった Carmichael (1976) を評価した。両文献とも、タイプAの未確定事項を想定している以上、経営者による重要な損失をもたらす事象の、一定程度の発生可能性の評価に、監査人は同意しているはずである。ということは、タイプAの未確定事項についての開示の十分性を確かめる、即ち、「情報リスクの評価」を行うに当たって、監査人は、[図11]の「予測」ではなく、「評価」に該当する「企業リスクの評価」の中に入るところの、「重要な損失をもたらす事象の発生可能性の評価」を行うことになる。よって、AICPA (1978) や Carmichael (1976) に見られる、監査人が関わるのは、「情報リスクの評価」のみである旨の主張は、不適切であることがわかった。

---

展開されている。)。監査人の対応を決める論理体系を構築する上では、欠陥があるとは考えられない会計基準を想定するか、何らかの意味で欠陥があるとされる会計基準が仮にあったとしても、それは、監査人が動かせない与件とする必要がある。

また、上記(1)に見られる「そのリスクがある状況」、あるいは上記(2)に見られる「異常な不確実性及び(又は)深刻な財政上の困難」は、そもそもタイプAの未確定事項であろうか。それとも、タイプBの未確定事項であろうか。根拠はともかく、タイプBの未確定事項を想定しているなら、Brasseaux (1976) の主張の結論は、理論的には正しいが、タイプAの未確定事項を想定しているなら、その主張の結論は、誤りである。

ここまでの分析を踏まえると、Brasseaux (1976) の(1)と(2)のコメントは、脆弱であり、その意味で subject to opinion 削除論を展開する Carmichael (1976) に対しては、有効ではないことがわかる。

さて、本稿の3節までの議論は、AICPA (1978) 及びその関連文献に言及している他の文献の議論と、どこが違うのだろうか。本稿の議論の特徴及び貢献を明らかにする上で、これらの文献と本稿の議論の相違を指摘する必要がある。そこで以下では、AICPA (1978) 及びその関連文献に言及している文献を取り上げ、その評価を行いたい。

#### 4-1 鳥羽 (1985) について

まず、鳥羽 (1985, 38) には、次のように記されている ([図15] (1))。[図15] (1)の主張を正確に理解するには、そこで使われている用語を正確に理解する必要がある。まず、「証明」と「未確定事項」については、鳥羽 (1985, 35) と鳥羽 (1985, 37) に、それぞれ説明がある ([図15] (2)~(3))。

まず、「証明」については、[図15] (2)を踏まえると、「財務諸表 (の項目) が、一般に認められた会計原則に準拠して、企業の経済活動を忠実に、かつ、十分に表現しているかどうかについて、監査人が判断すること」と捉えてよいであろう。そして、「未確定事項」は、[図15] (3)では、「財務諸表に影響を及ぼす可能性のある経済的事象や現象で、貸借対照表日あるいは監査報告書日において、それがもたらす会計的効果を合理的に見積ることのできないもの」とされている。

一方、[図15] (3)の「財務諸表」であるが、[図15] (3)の記述は、解釈上、「経済的事象や現象」の結果が、「将来の財務諸表」に「影響を及ぼす」ことに言及しているとも考えられるが、その場合でも、[図15] (3)は、その「将来の財務諸表」に及ぼす影響が、「当期の財務諸表」上で、どのように取り扱われるのかを問題にしている記述だと理解できる。

他方、[図15] (3)に見られる「貸借対照表日」と「監査報告書日」であるが、時間的には、「監査報告書日」の方が「貸借対照表日」よりも後なので、貸借対照表日段階での経営者の判断がどうであれ、監査報告書日時点において、監査対象になる財務諸表上で、経営者が、「経済的事象や現象」の影響を合理的に見積もっているかどうか、まず問題になる。

[図15]

(1): 「しかしながら、現実に行われている監査報告実務は、ここに述べた証明の枠組に矛盾したものになっている。すなわち、財務諸表に開示された偶発債務の履行が現実求められた場合に、それによって企業の財政状態が一変し、最悪の場合には当該企業の存続にさえ影響しかねないほどの重要性をもった偶発事象については、上記の論理にかかわらず、条件付き意見 (subject to opinion) もしくは意見の差控 (disclaimer of opinion) がなされる。とくに、後者の場合には、証明不能という結論を監査人が下したことになる。

未確定事項が存在している場合に、それを監査意見の表明に関係づける現行の監査報告実務は、監査の目的である情報危険の評定を超えて、企業危険の評定を監査人に求めるものである。コーエン委員会がこの監査報告実務を取上げ、それを証明のもとでの監査意見の表明方式としては矛盾していることを指摘していることは当然であろう。未確定事項の問題は、証明の枠組での一つの矛盾を示す例として考えてよいであろう。」(鳥羽 (1985, 38)) (傍線筆者)

(2): 「監査人の評定活動の結果は、意見という形で監査報告書に記載され、利害関係者に伝達される。この監査行為を、一般に、証明 (attestation) とよんでいる。証明の一つの形態は、財務諸表が一般に認められた会計原則に準拠して企業の経済活動を忠実に、かつ、十分に表現していることを認めるものであり、適正意見が表明される。…

証明のもう一つの形態は、財務諸表は一般に認められた会計原則に違反し、企業の経済活動を忠実に、かつ、十分に表現していないことを認めるものであり、不適正意見が表明される。…」(鳥羽 (1985, 35)) (傍線筆者)

(3): 「未確定事項 (uncertainties) とは、財務諸表に影響を及ぼす可能性のある経済的事象や現象で、貸借対照表日あるいは監査報告書日において、それがもたらす会計的効果を合理的に見積ることのできないものである。…」(鳥羽 (1985, 37)) (傍線筆者)

[1] : 経営者が、「経済的事象や現象」の影響を見積もれないまま監査報告書日を迎えた場合に、監査人が、問題になっている状況は「合理的な見積もりが可能な状況である」との判断を下す場合もあり得るが、この状況では、その見積もり数値が金額的に重要な場合に、「見積もりができない」とする経営者の判断が、監査上「除外事項」になる(坂柳 (2005b, 261) の [図8] のパターンIVを参照)が、[図15] (3)は、除外事項には言及していない。[2] :

もちろん、「経済的事象や現象」の結果の合理的な見積もりができない、との経営者の判断に、監査人が同意する状況も考えられる。この状況は、タイプAの未確定事項である。

他方、経営者が「経済的事象や現象」の影響を合理的に見積もり、見積もった結果を財務諸表に反映させた状態で、監査報告書日を迎えた場合、[1]：監査人が経営者の判断に同意している状況は考えられるが、この状況は、[図15](3)に見られる、「経済的事象や現象…がもたらす会計的効果を合理的に見積もることのできない」状況ではない。経営者の判断に同意することも含めて、「合理的に見積もることのできない」と判断している主体が、経営者でも監査人でもないからである。また、[2]：経営者が見積もった数値に対して、問題になっている状況は、「合理的な見積もりはできない状況である」と認識して、監査人が、「経済的事象や現象…がもたらす会計的効果を合理的に見積もることのできない」と判断する場合もあり得る。しかし、この状況では、経営者の見積もり数値が金額的に重要な場合には、それが、監査上「除外事項」になる（坂柳（2005b, 260）の[図8]のパターンⅢを参照）ので、この状況も、「未確定事項」として[図15](3)が想定している状況ではない。

以上をまとめると、鳥羽（1985, 37）が想定している「未確定事項」（「除外事項」ではなく）は、—(1)：「経営者」と「監査人」という登場主体が明示されておらず、(2)：「貸借対照表日」と「監査報告書日」という、2つの要素があって、理解が難しいが—「タイプAの未確定事項」であることがわかる。

さて、[図15](1)に戻ろう。[図15](1)の「現実に行われている監査報告実務」であるが、[図15](1)に、「コーエン委員会がこの監査報告実務を取上げ」という記述が見られ、鳥羽（1985, 44）の脚注15（[図15](1)の2段落目の「…当然であろう。」の後に付されている）では、AICPA（1978）の25頁と30頁が参照されていることを踏まえると、その[図15](1)の「監査報告実務」は、AICPA（1974）（監査基準書第2号）のもとでの監査報告実務であることがわかる。

次に、[図15](1)に見られる「証明の枠組」であるが、その中身は、鳥羽（1985,

37-38) を見ればよい ([図16])。[図15] (2)も踏まえて、要点をまとめると、「偶発事象」についての「証明の枠組」とは、「偶発事象についての経営者の会計上の対応が、一般に認められた会計原則に準拠して、企業の経済活動を忠実に、かつ、十分に表現しているかどうかという観点から決定される、監査人の対応についての論理的な体系」ということになるであろう。

最後に、[図15] (1)の「情報危険」と「企業危険」であるが、それらについては、本稿の脚注14と15を参照頂きたい。「情報危険」を生じさせる原因は、本稿の「情報リスク」でも想定されていると考えることができるし(脚注15)、「企業危険」が、本稿の「企業リスク」に含まれることは、脚注14で示した通りである。

ここまで来ると、[図15] (1)の言っていることが理解できる。[図15] (1)で想定されているタイプAの未確定事項に直面した監査人の対応は、「証明の枠組」に従うと、[図16]の「開示の問題」についての記述に示されているようなものになるはずのところ、「現実に行われている監査報告実務」(AICPA (1974))

[図16]

「…もちろん、すべての偶発事象が直ちに監査報告書上の未確定事項として処理されるのではなく、(1)かかる事象の発生する可能性が高いこと、(2)発生原因が当期に帰属していること、および(3)合理的な金額の見積りが可能であることの三条件が満たされる場合には、まず発生主義(引当金)を通じて、当期の財務諸表に反映されることになる。三条件を満たす偶発事象については、会計表現の忠実性を確保するために引当金の計上が強制され、もしかかる処理が行われない場合、あるいは、かかる処理が不十分である場合には、表現の忠実性が歪められたとして監査意見の対象とされる。すなわち、三条件を満たした偶発事象は、表現の忠実性にかかる問題として取扱われ、証明の枠組のなかで解決される。一方、三条件のうち(1)もしくは(3)が満たされない場合には、…開示の問題として取扱われることになる。すなわち、かかる偶発事象が財務諸表に開示されていない場合には、あるいは、開示内容が不十分である場合には、情報内容の十分性が歪められたとして監査意見の対象とされる。以上が、証明という枠組のもとでの偶発事象の取扱いの論理である。」(傍線筆者)

のもとでは、その「証明の枠組」によって提供される論理が貫徹せず、[図15] (1)にあるような「条件付き意見」や「意見の差控」が、監査人の対応として選択されることを、[図15] (1)の1つ目の段落は、主張していることがわかる。

他方、[図15] (1)の2つ目の段落は、「未確定事項が存在している場合に、それを監査意見の表明に関係づける現行の監査報告実務は、監査の目的である情報危険の評定を超えて、企業危険の評定を監査人に求めるものである。」と述べている。この主張に見られるような、「情報危険」の評定と、「企業危険」の評定を分ける考え方は、3節で見たAICPA (1978) 等と同様である。実際、先述の通り、[図15] (1)は、「コーエン委員会がこの監査報告実務を取上げ…」という形で、AICPA (1978) に言及しているし、鳥羽 (1985, 44) の脚注15では、AICPA (1978) の25頁と30頁が参照されている。

以上より、鳥羽 (1985) に対しては、次の2つのことが主張できる。(1)：鳥羽 (1985) は、AICPA (1978) が、タイプBの未確定事項に言及していないことを指摘していない。(2)：鳥羽 (1985) は、AICPA (1978) が、「情報リスクの評価」を行う上で、監査人が関わることになる「企業リスクの評価」([図11] の「評価」に該当する)と、「企業リスクの評価」には入らない [図11] の「予測」の違いを明確に示していないことを指摘していない。

他方、本稿では、AICPA (1978) が、タイプBの未確定事項に言及していないことを指摘したし、同じく AICPA (1978) が、「情報リスクの評価」を行う上で、監査人が関わることになる「企業リスクの評価」と、「企業リスクの評価」には入らない [図11] の「予測」の違いを明確に示していないことを指摘した。以上の点が、本稿の議論と鳥羽 (1985) の議論との違いである。

#### 4-2 千代田 (1989)、永見 (2006)、林 (2005)、檜田 (1991) について

次に、千代田 (1989) を検討する。千代田 (1989, 38) は、その脚注4で、AICPA (1978) の25頁から30頁を参照していることを示し、千代田 (1989, 32-33) で、次のように述べている ([図17])。

なお、以下の議論において、予め各文献を評価するためのチェックポイント

を示しておいた方が、読者にとって有益であろう。[図18]を参照。

さて、[図17]では、「ビジネス・リスク」という言葉は出てくるものの、千代田(1989)については、4-1で見た鳥羽(1985)と同様、参照しているAICPA(1978)に関して、[図18]の①も②も当てはまらない<sup>27)</sup>。なお、千代田(1989, 33-34)は、[図17]に続けてAICPA(1978)を要約しているが、そこでの記述についても、[図18]の①も②も当てはまらない。他に、[図18]の①も②も当てはまらない文献として、永見(2006) ([図19] (1)~(3))<sup>28)</sup>、林

[図17]

「…“subject to” オピニオンについては、次のような批判があった。

(1) 「……を条件に」という監査意見は、重要な未確定事項が存在していることを客観的な立場にある監査人が保証していることなので、限定事項がない無限定意見は、会社は財政状態や経営成績に重要な影響を与えるビジネス・リスクに直面していないということを財務諸表利用者に信じさせてしまう危険性がある。しかし、すべての会社は、インフレ、不況、金融引締め、戦争、訴訟、政府による規制、大口の得意先の倒産等のビジネス・リスクに常に直面している。無限定意見は会社が何らのビジネス・リスクに直面していないということの意味するのではないにもかかわらず、ある未確定事項に限定意見を表明する実務は、未確定事項とビジネス・リスクを混同させ誤った考えを助長してしまう。」(傍線筆者)

27) 「未確定事項」について、千代田(1989, 25)では、次のように記されている。

「未確定事項(uncertainties)とは、当該事業年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性のある事象で、貸借対照表日あるいは監査報告書作成日において、それらのもたらす影響を決定することができないものである。…」(傍線筆者)

ここでの「決定する」の意味であるが、「当該事業年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性のある事象」という表現から見て、ここでの「決定する」とは、確定した事象の影響ではなく、何か将来に起こる事象の影響を、当該事業年度の財務諸表に反映させようとする際に、その影響を「見積もる」ことだと考えられる。そうすると、この千代田(1989, 25)の「未確定事項」は、4-1の[図15](3)で示した鳥羽(1985, 37)の「未確定事項」と同様の内容を示していることがわかる。つまり、千代田(1989)は、AICPA(1978)や鳥羽(1985)と同様、タイプAの未確定事項を想定していることになる。

28) 以下に見られる永見(1998, 53)の記述についても、永見(1998, 54)に見られ

[図18]

- ①：その文献(例えば、鳥羽(1985))が参照している文献(例えば、AICPA(1978))が、タイプBの未確定事項に言及していないことを指摘している。
- ②：その文献(例えば、鳥羽(1985))が参照している文献(例えば、AICPA(1978))が、「情報リスクの評価」を行う上で、監査人が関わることになる「企業リスクの評価」と、「企業リスクの評価」には入らない [図11] の「予測」の違いを明確に示していないことを指摘している。

[図19]

- (1)：「1970年代に入って、条件付意見に対するさまざまな批判が提起され始めた。その最も強力な批判を展開したのはカーマイケルであった。彼は、…1976年に公表した論文(本稿の Carmichael (1976) のこと(永見(2006, 71)の脚注3より) — 筆者注)において、…監査人の役割は「情報リスク」に責任を負うことであるのに、条件付意見は監査人に「ビジネス・リスク」にまで責任を負わせてしまうこと、そして財務諸表の注記において十分な開示が行われていれば、条件付意見は必要とされないことなどを指摘した。これを受けて、AICPAの「監査人の責任委員会」(コーエン委員会)は、1978年、最終報告書において、未確定事項に対する現在の監査報告要件は、監査人の役割と矛盾するものであり、また財務諸表利用者を混乱させ、そして誤った期待を生み出しているかもしれない、として条件付意見を廃止すべきであるとする強力な勧告を行った。」(永見(2006, 61)) (傍線筆者)

る〈会計士サイド〉及び〈利用者サイド〉の記述についても、[図18]の①も②も当てはまらない。

「1970年代に入って、監査報告書に未確定事項を原因とする条件付意見を表明することに対して、さまざまな観点から問題が提起されはじめた。そして1978年にコーエン委員会の最終報告書が提出され、“subject to”という表現を廃止すべきである、とする強力な勧告が提示された。

監査報告書における条件付意見の表明に関するさまざまな問題は、会計士サイドと利用者サイドの二面で捉えられるであろう。…

〈会計士サイド〉

- 会計士の責任に関する問題

情報リスクに責任を負うべき会計士が、企業リスクにまで責任を負ってしまうのではないか。」(傍線筆者)



- (2): 「…とくにコーエン委員会は、未確定事項の結果を合理的に見積もることが不可能であり、かつ、当該未確定事項を取り巻く状況が適切に開示されている限り、その財務諸表には欠陥があるとはいえない、として条件付意見の削除を強力に勧告している。」(永見 (2006, 64)) (傍線筆者)
- (3): 「…コーエン委員会は、「条件付意見は財務諸表の読者に十分に理解されておらず、また常に一貫した形で監査人によって用いられていない」と結論づけている。…」(永見 (2006, 64)) (傍線筆者)
- (4): 「…コーエン委員会の主張は次のようなものである。
- ① 未確定事項に関して具体的な情報を監査報告書に記載する監査人の責任は、財務諸表のそれ以外の部分の表示について意見を表明する際に果たす監査人の役割とは矛盾するものである。…除外事項が未確定事項のみの場合には、意見の限定を行うべきではない (p.25)。
  - ② 財務諸表利用者が、条件付限定意見の意味と目的を理解するのは困難である。この限定意見が、他の場所で開示された情報を詳細に説明しようとしているのか、または当該財務諸表に重大な欠陥が含まれていることを示そうとしているのか、利用者には全くわからないため、「～を条件として」という語句は財務諸表利用者にとって不明瞭である (p.25)。
  - ③ 監査人が重要な未確定事項に対して限定を付すと一般に理解された場合、限定が付されていないことが逆に、当該企業には財政状態または経営成績に重要な影響を及ぼすような未確定事項はないという印象を財務諸表利用者に抱かせることになるかもしれない。…」(p.26) (林 (2005, 17-18)) (傍線筆者)
- (5): 「…監査人の現在の役割の主要部分は、会社によって提示された情報が、その財務状態と経営成績およびその測定にまつわる関連の未確定事項を適度に反映しているかどうかを評価することである。したがって、監査人は、未来事象の結末を予報することにより、未確定事項を減らそうとすべきでない。とはいえ、現在の報告要件のもとでは、監査人は、「条件付」(subject to) 限定事項を表明すべきかどうかを決定するにあたって、いくつかの予報に関与せざるを得ない。監査人が期待されるべきは、提示された情報を評価すること、そして財務諸表の利用者が自から未確定事項の結末を評価するために、十分な情報が与えられているかどうかを決定することなのである。」(檜田 (1991, 22))

(2005) ([図19] (4)), 檜田 (1991) がある ([図19] (5))<sup>29)</sup>。なお、林 (2005, 18) や檜田 (1991, 22-23) は、[図19] (4)~(5)に続けて AICPA (1978) を要

29) 他に、AICPA (1978) を参照している文献に、林 (1992, 19)、山崎 (2003, 28)、そして日本監査研究学会 (2001, 129-133) がある。いずれについても、[図18] の①も②も当てはまらない。

約しているが、そこでの記述についても、[図18]の①も②も当てはまらない。

#### 4-3 古賀(1982), 古賀(1986)について

次に、古賀(1982)と古賀(1986)を検討する。まず、古賀(1982, 69-70)には、次のように記されており([図20])、古賀(1982, 69-70)の脚注22~25では、CAR(1977)の25~29頁が参照されている。また、本稿の2節で示した[図4]、3-1で示した[図7]、そして3-2-1で示した[図8]に示されている内容は、本稿で示してきたように、CAR(1977)からAICPA(1978)に引き継がれている。

すぐわかるように、古賀(1982, 69-70)は、CAR(1977)をうまく要約しているのかもしれないが、「文献を評価するという思考」が見られない。これ

#### [図20]

「…監査人並びに利用者の双方にとって現行の会計および監査報告基準にはいくつかの問題が指摘されている。以下、AICPA、「監査人の責任に関する委員会」…報告に基づき、それらの問題をみてみよう。

第1に、現行の監査基準にはいくつかの矛盾があるという点である。例えば、…未確定事項に対しては…単に未確定性が存在するが故に限定意見が表明される点を指す。第2に、未確定限定意見は情報利用者にとって理解が困難であるということである。一般の利用者にとっては、かかる限定意見が単により詳細の、ディスクロージャされた情報を参照するように注意を喚起するだけのものなのか、または、公表財務諸表に重大な欠陥が含まれていることを意味するものなのか、理解できない場合が多く、従がって、「…を条件として」の文言は非常に曖昧な表現となってしまう。…最後に、最も重要な点であるが、現行の監査基準は利用者には有用な十分な情報を提供していないということである。…

…重要な問題は、同委員会が指摘するように、財務諸表の利用者が未確定事項について十分かつ適切な判断ができるだけの情報を入手しているかという点である。こうした見地から同委員会は、未確定事項に関する現行の条件付限定の基準を排除し、未確定性を含むディスクロージャに関する現行の財務会計報告基準の改善と相まって、情報利用者への情報提供を改善すべきことを主張するものである。…」(傍線筆者)

では、資料を要約・紹介しているだけ、と言われても仕方がないであろう。もちろん、古賀（1982）については、[図18]の①も②も当てはまらない。同様のことは、Carmichael（1976）とCAR（1977）に言及した古賀（1986, 93）についても当てはまる（[図21]）。なお、古賀（1986, 93）の脚注21でも、Carmichael（1976）とCAR（1977）の主張が示されているが、それについても、[図18]の①も②も当てはまらない。

## [図21]

「他方、未確定限定付意見表明に反対する論者として、たとえば、カーマイケル（本稿のCarmichael（1976）のこと（古賀（1986, 93）の脚注21及び古賀（1986, 87）の脚注2より）—筆者注）…やA I C P Aのコーエン委員会報告（本稿のCAR（1977）のこと（古賀（1986, 93）の脚注21より）—筆者注）…を挙げることができよう。ともに、未確定限定の意見形態が利用者を混乱させ、過大期待を抱せることによってミスリードする危険がある点を反対論拠に挙げるとともに、財務諸表の注記開示の充実発展を通じて、利用者に不確実性に関する十分な情報提供を指向すべき旨方向づけている。」（傍線筆者）

## 4-4 英語文献について

最後に、AICPA（1978）及びその関連文献に触れている英語文献を、いくつか見てみよう（[図22]）<sup>30)</sup>。これらの文献についても、[図18]の①も②も当てはまらない。

30) 他には、例えば、Raghuunandan（1993, 614）がある。そこには、以下のように記されている。

「…監査人の責任委員会（AICPA 1978）は、財務諸表について、他のどんな「十分に情報が与えられた利用者」よりも、その不確実性を評価するのに、監査人が適切な立場にいることは全くないことを示唆し、そしてそれゆえ、（限定を通じて）監査報告書の修正を求める要求は、有用ではないことを示唆した。それゆえ彼らは、この要求を除去することを示唆した。」

## [図22]

- (1): 「「監査人の責任委員会の報告書」は、表示の適正性についての意見を表明する監査人の役割と、不確実性について報告する監査人の役割の間の対立を示しているいくつかのケースに言及している (AICPA [1978, p.27])。即ち、監査人は、財務諸表の報告者兼解釈者の役割を果たしているのである。委員会は、経営者によって十分な開示がなされているところの偶発事象を、監査報告書に含めるために選び出す (single out) 必要性について、疑義を唱えた。」 (Abdel-Khalik et al. (1986, 372) の脚注1) (傍線筆者)
- (2): 「1978年に、監査人の責任委員会 (コーエン委員会)は、独立監査人の責任を改善し、特定化するための勧告を行った。改正が勧告された1つの領域は、ゴーイング・コンサーンに関する不確実性を含めた、不確実性についての報告であった。コーエン委員会は、不確実性に関係している「subject to」の形の限定を、監査報告書から削除することを勧告した。…」 (Bellovary et al. (2006, 21)) (傍線筆者)
- (3): 「監査人の能力が、訓練、経験、あるいは環境によって制限される領域においては、委員会は、監査人の役割を明確にする処置を勧告した。例えば、委員会は、不確実性によって著しく影響を受けている財務諸表に対する監査人の意見についての、「subject to」の形の限定の要求を削除することを勧告した。委員会は、その要求が、情報が与えられた利用者よりも、監査人が将来事象の結果を適切に予測する (predicting) 能力が備わっていることが全くないのに、予測を行う立場に監査人を置いている、と感じた。さらに重要なのは、その要求が、開示の十分性を評価する監査人の仕事を、投資のリスクを評価する利用者の仕事、あるいは関連するリスクを開示する経営者の仕事と混同させる傾向にあることである。」 (Carmichael (1977, 56)) (傍線筆者)
- (4): 「「…Commission on Auditors' Responsibilities (1978) は、不確実性に関する監査人の報告責任は、企業が直面している企業リスクではなく、情報開示の十分性を評価することに限られるべきである、という立場をとった。委員会は、ゴーイング・コンサーンに関する不確実性について出される「subject to」の形の意見を含め、「subject to」の形の意見を削除することを勧告した。近年、アメリカ公認会計士協会 (AICPA) の監査基準審議会も、「subject to」の形の意見の削除を検討した…。」 (Menon and Schwartz (1987, 302-303)) (傍線筆者)
- (5): 「コーエン委員会は、会計原則意見第20号…によって要求される会計方針についての脚注と、本質的にそして適用上同様のものとして、偶発事象と関係している「subject to」の形の意見が、削除されるべきであり、不確実性についての標準的な脚注開示によって取って代わられるべきであることを勧告した。」

FAPC (Financial Accounting Policy Committeeのこと (Norby (1978c, 18) より) — 筆者注) は、当初この勧告と意見が一致していたが、不確実性についての開示は、「subject to」の形の意見の削除が達成できる前に、改善されなければならない。FAPC は、コーエン委員会によって要求された開示を具体的なものにするための、標準様式の脚注を FASB が要求することを勧告する。これによって、「subject to」の形の意見の最終的な削除が、認められるであろう。」(Norby (1978b, 19)) (傍線筆者)

## 5. 本稿のまとめと今後の課題 — 将来事象の発生可能性の評価が問題になる場合の監査のあり方

本稿は、これまでの未確定事項プロジェクトの一貫として、タイプAとBの未確定事項が、これまでの文献の中で識別されてきたのか、という視点から、AICPA (1978) の評価を行った。2節で述べたように、AICPA (1978) は、当時の AICPA (1974) が念頭に置いていた、タイプAの未確定事項しか想定していなかった。AICPA (1978) は、2節の [図4] で見たように、AICPA (1974) のもとでの subject to opinion の削除を勧告したが、AICPA (1978) がタイプAの未確定事項を想定していた以上、この勧告は、理論的には妥当なものであった。

しかし、AICPA (1978) は、タイプBの未確定事項を想定していなかったし、想定しないでよい理由を示していなかった。坂柳 (2006b) で見たように、タイプBの未確定事項に直面した監査人の対応として、subject to opinion が考えられるので、タイプBの未確定事項を想定しないまま、AICPA (1978) が subject to opinion の削除を勧告したのは問題であった。以上の点を指摘したことが本稿の1つ目の貢献である。

一方、AICPA (1978) では、監査人の果たす役割について、興味ある主張がなされていた。それは、企業リスクの評価と情報リスクの評価を区分し、監査人の役割は、情報リスクの評価のみであり、企業リスクの評価ではない旨の主張であった。3節では、この主張が合理的なのかどうかについて検討した。

類いの議論は、坂柳（1999）でもなされているが、本稿は、坂柳（1999）の議論を、より発展させたものであった。

AICPA（1978）から導かれる「企業リスク」は、その会社が将来に何らかの影響を被る可能性（確率）そのもの、あるいは、その会社が何らかの影響を被る可能性（確率）がある、その時点での状態のことを指している、と捉えられた。他方、AICPA（1978）から導かれる「情報リスク」は、財務諸表上で、十分な開示がなされていない可能性を指していると考えられた。問題は、AICPA（1978）が考える、「企業リスクの評価」の中身であるが、それを考えるための分析視点は、3-2-1で示した[図11]による、「予測」と「評価」によって与えられた。「予測」とは、将来に起こる事象の最終的な実際の結果を、問題になっているその時点で決定することであり、「評価」とは、将来に起こる事象の発生可能性を、問題になっているその時点で決定することであった。

このうち、「予測」については、監査人がその対応を決定する時点までにしか入手できない情報を用いて、将来にしか判明しない事象の最終的な実際の結果まで決定しなければならない理由が見出せないため、[図11]の「予測」は、監査人の責任ではないことを指摘した。また、そのような予測行為は、「その会社が将来に何らかの影響を被る可能性（確率）の評価」という意味での「企業リスクの評価」ではなかった。

AICPA（1978）は、2節で見た通り、subject to opinion 削除論を展開したのだが、もともと監査人の責任とは観念できない[図11]の意味の「予測」行為が、「企業リスクの評価」に含まれるかのように捉え、そのような「予測」行為を監査人が正確な形で行うことができないことを、「企業リスクの評価が行えないこと」と捉え、監査人は、[図11]の意味の「予測」を含む「企業リスクの評価」を行うのではなく、「情報リスクの評価」を行うだけであることを根拠に、subject to opinion 削除が主張されているのだとしたら、そうした削除の理由づけは、不適切であろう。[図11]の「予測」行為は、「企業リスクの評価」ではないからである。subject to opinion の削除を主張するだけであ

れば、タイプBではなく、タイプAの未確定事項に直面した監査人の理論的な対応として、subject to opinion が削除されるのは当然であることだけを、AICPA (1978, 23-30) は、指摘すればよかつたはずである。以上の点を指摘したことが、本稿の2つ目の貢献である。

それでは、「企業リスクの評価」に該当するのは何かとえば、それは、[図11]の「評価」であった。AICPA (1978) が想定するタイプAの未確定事項に関して言えば、重要な損失をもたらす事象の（低くはない一定程度の）発生可能性の評価という意味の「企業リスクの評価」を経営者は行うが、タイプAの未確定事項の開示の充分性を監査人が確かめる、即ち、「情報リスクの評価」を行うに当たっても、監査人は、そうした経営者の行った企業リスクの評価に同意するという形で、「企業リスクの評価」に関わることになるはずである。そうであれば、AICPA (1978) 等に見られるような、監査人の役割は、「情報リスクの評価」のみであり、「企業リスクの評価」ではない旨の主張は、合理的でないことがわかる。

このように、坂柳 (1999) の議論及び4節で紹介した議論と異なり、本稿は、[図11]で整理した「予測」と「評価」という分析フレームワークのもとで、「企業リスクの評価」に該当しない行為として、[図11]の「予測」を挙げ、タイプAの未確定事項に関して、「情報リスクの評価」を行う上で、監査人が関わることになる「企業リスクの評価」は、[図11]に見られる「評価」であることを指摘した。この点を指摘したことと、AICPA (1978) 等に見られる、監査人の役割に「企業リスクの評価」が含まれない旨の主張の不合理性を指摘したことが、本稿の3つ目の貢献である。

そして4節では、AICPA (1978) 及びその関連文献に言及した先行研究と、本稿の議論の違いを示した。脚注を含む、4節で紹介した文献は全て、AICPA (1978) 等が、①：（本稿の1つ目の貢献との関係で）タイプBの未確定事項に言及していないことを指摘していなかったし、また、②：（本稿の2つ目と3つ目の貢献との関係で）監査人が「情報リスクの評価」を行う上で関わることになる「企業リスクの評価」と、「企業リスクの評価」には入らな

い [図11] の「予測」の違いを明確に示していないことを指摘していなかった。対して、本稿では、AICPA (1978) 等が、タイプBの未確定事項に言及していないことを指摘したし、監査人が「情報リスクの評価」を行う上で関わることになる「企業リスクの評価」と、「企業リスクの評価」には入らない [図11] の「予測」の違いを明確に示していないことを指摘した。以上①, ②の2点に関して、先行研究との違いを明らかにしたことが、本稿の4つ目の貢献である。

タイプAとBの未確定事項は、金額の「見積もり」の側面に注目していた。一方、AICPA (1978) から導かれた「企業リスク」の評価に関しては、経営者による将来事象の発生可能性の評価に関する、監査人の事実判断が問題になる。そこで問題になってくるのは、例えば、経営者が、「企業経営に重要な影響を与える事象の発生可能性は低いと信じている。」という主張をしたとして、監査人が、経営者の判断の適否 (状況適合性) が確かめられないという事態が生じるのだろうか、という点である。タイプBの未確定事項は、金額の見積もりの合理性が、監査人に確かめられない状況であったが、今度は、事象の発生可能性についての経営者の判断の適否が、監査人に確かめられない状況が問題になってくるわけである。概念形成、監査人の対応等、詰めた議論は、今後の課題である。

筆者の未確定事項プロジェクトは、思わぬ寄り道をするようになったが、成果も得られた。



## [引用文献]

Abdel-khalik et al. (1986), Abdel-Khalik, A. Rashad, Paul R. Graul and James D. Newton, "Reporting Uncertainty and Assessment of Risk : Replication and Extension in a Canadian Setting," *Journal of Accounting Research*, Vol. 24 No. 2, Autumn 1986.

AICPA (1974), American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), Statement on Auditing Standards (SAS) No. 2, *Reports on Audited Financial Statements*, October 1974.

AICPA (1975), AICPA, SAS No. 5, *The Meaning of "Present Fairly in Conformity With Generally Accepted Accounting Principles" in the Independent Auditor's Report*, July 1975.

AICPA (1978), The Commission on Auditors' Responsibilities, *Report, Conclusions, and Recommendations*, New York : AICPA, 1978. (同訳書, 鳥羽至英訳, アメリカ公認会計士協会・監査人の責任委員会, コーエン委員会報告書, 『財務諸表監査の基本的枠組み ― 見直しと勧告』, 白桃書房, 1990年.)

Bellovary et al. (2006), Bellovary, Jodi L., Don E. Giacomino and Michael D. Akers, "Weighing the Public Interest : Is the Going Concern Opinion Still Relevant?," *The CPA Journal*, Vol. 76 No. 1, January 2006.

Brasseaux (1976), Brasseaux, J. Herman, "Discussant's Response to Risk and Uncertainty in Financial Reporting and the Auditor's Role," in Howard F. Stettler ed., *Auditing Symposium III : Proceedings of the 1976 Touche Ross/University of Kansas Symposium on Auditing Problems*, Lawrence, Kansas : School of Business, University of Kansas, 1976.

CAR (1977), The Commission on Auditors' Responsibilities (CAR), *Report of Tentative Conclusions*, New York : CAR, 1977.

Carmichael (1972), Carmichael D.R., *The Auditor's Reporting Obligation : The Meaning and Implementation of the Fourth Standard of Reporting*, Auditing Research Monograph No.1, New York : AICPA, 1972.

Carmichael (1976), Carmichael D.R., "Risk and Uncertainty in Financial Reporting and the Auditor's Role," in Howard F. Stettler ed., *Auditing Symposium III : Proceedings of the 1976 Touche Ross/University of Kansas Symposium on Auditing Problems*, Lawrence, Kansas : School of Business, University of Kansas, 1976.

Carmichael (1977), Carmichael D.R., The Auditor's Role and Responsibilities, "The Report of Tentative Conclusions of the Commission on Auditors' Responsibilities : What does it say?," *The Journal of Accountancy*, Vol. 144 No. 2, August 1977.

FASB (1975), Financial Accounting Standards Board (FASB), Statement of

Financial Accounting Standards No. 5, *Accounting for Contingencies*, March 1975.

Menon and Schwartz (1987), Menon, Krishnagopal and Kenneth B. Schwartz, "An Empirical Investigation of Audit Qualification Decisions in the Presence of Going Concern Uncertainties," *Contemporary Accounting Research*, Vol. 3 No. 2, Spring 1987.

Norby (1978a), Norby, William C., "Accounting for Financial Analysis : "Subject To" Auditor Opinions," *Financial Analysts Journal*, Vol. 34 No. 3, May/June 1978.

Norby (1978b), Norby, William C., "Accounting for Financial Analysis : FAPC Review of Statements Nos. 2, 5 and 7," *Financial Analysts Journal*, Vol. 34 No. 5, September/October 1978.

Norby (1978c), Norby, William C., "Accounting for Financial Analysis : Statements Nos. 2, 5, 7 and 12," *Financial Analysts Journal*, Vol. 34 No. 5, September/October 1978.

Raghunandan (1993), Raghunandan, K., "Predictive Ability of Audit Qualifications for Loss Contingencies," *Contemporary Accounting Research*, Vol. 9 No. 2, Spring 1993.

古賀 (1982), 古賀智敏, 「未確定事項限定監査意見の情報効果 — 銀行家のローン決定ビヘイビアへのインパクトを中心として —」, 『経済経営論集』(龍谷大学), 第22巻第2号, 1982年9月.

古賀 (1986), 古賀智敏, 「コンティンジェンシー会計情報と情報監査 — 監査コミュニケーションの促進へ向けて —」, 『経済経営論集』(龍谷大学), 第25巻第4号, 1986年3月.

坂柳 (1999), 坂柳 明, 「会計監査人による企業リスクと情報リスクの評定 — 企業の存続可能性問題に注目して —」, 『産業経理』, 第59巻第2号, 1999年7月.

坂柳 (2005a), 坂柳 明, 「2つのタイプの未確定事項」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第56巻第1号, 2005年7月.

坂柳 (2005b), 坂柳 明, 「未確定事項に直面した監査人の対応 — 文献・制度の評価(1) —」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第56巻第2・3合併号, 2005年12月.

坂柳 (2006a), 坂柳 明, 「未確定事項に直面した監査人の対応 — 文献・制度の評価(2) —」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第56巻第4号, 2006年3月.

坂柳 (2006b), 坂柳 明, 「未確定事項に直面した監査人の対応 — 文献・制度の評価(3) —」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第57巻第1号, 2006年7月.

坂柳 (2006c), 坂柳 明, 「未確定事項に直面した監査人の対応 — 文献・制度の評価(4) —」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第57巻第2・3合併号, 2006年12月.

坂柳 (2007), 坂柳 明, 「未確定事項に直面した監査人の対応 — 文献・制度の評価(5) —」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第57巻第4号, 2007年3月.

千代田 (1989), 千代田邦夫, 「国際化の中でのわが国の会計・監査基準 — 未確定

事項を中心として一」、『会計』、第136巻第6号、1989年12月。

鳥羽 (1985), 鳥羽至英, 「会計情報の拡大と監査の論理」, 『会計』, 第128巻第6号, 1985年12月。

鳥羽 (1994), 鳥羽至英, 『監査基準の基礎 [第2版]』, 白桃書房, 1994年。

永見 (1998), 永見 尊, 「消えた“subject to” オピニオン—その史的展開と意義—」, 『JICPA ジャーナル』, 第10巻第6号, 1998年6月。

永見 (2006), 永見 尊, 「条件付監査意見の廃止を巡る議論」, 『産業経理』, 第66巻第1号, 2006年4月。

日本監査研究学会 (2001), 日本監査研究学会「ゴーイング・コンサーン問題と監査」研究部会編, 『ゴーイング・コンサーン情報の開示と監査』 (日本監査研究学会研究シリーズXIV), 中央経済社, 2001年。

林 (1992), 林 隆敏, 「未確定事項の本質と評価」, 『商学研究』 (関西学院大学), 第31号, 1992年1月。

林 (2005), 林 隆敏, 『継続企業監査論—ゴーイング・コンサーン問題の研究』, 中央経済社, 2005年。

檜田 (1991), 檜田信男, 「監査報告書の一動向—企業の存続能力にかんする監査に関連して—」, 『会計』, 第140巻第3号, 1991年9月。

山崎 (2003), 山崎秀彦, 「監査における未確定事項の取扱い」, 『会計』, 第164巻第2号, 2003年8月。